

## 4 マレーシア

マレーシアの木材等の合法性の確認に関する情報は、平成 28 年（2016 年）度林野庁委託事業「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業で収集され、林野庁のグリーンウッド・ナビで情報提供され、報告書（以下「H28 年度報告書」と呼ぶ。）が公開されている<sup>1</sup>。このため本事業では 2017 年以降に施行された法令と関連する情報を収集した。また 2017 年以前に施行されていた制度で H28 年度報告書では十分な記載がなされていなかったものについても情報収集を行った。

マレーシアは 1963 年にマラヤ連邦（1957 年にイギリスより独立）、イギリス領サラワク、イギリス保護国北ボルネオ（現サバ州）、シンガポールによって結成された連邦国家であり（その後シンガポールは 1965 年に独立）。マレー半島の 11 州とボルネオ島のサラワク州、サバ州、さらに 3 つの連邦直轄領で構成される。

マレーシア憲法 74 条 2 項に基づき、土地や森林など土地に関する事項は各州が所有権を有し、州法を制定して管理しているが、マレー半島部 11 州は各州林業局を傘下とする半島マレーシア林業局（Forestry Department Peninsular Malaysia: FDPM）によって一体的に管理されている一方、サラワク州はサラワク森林局（Forest Department Sarawak: FDS）、サバ州はサバ林業局（Sabah Forestry Department: SFD）によって独自の林業関連法を施行し、森林管理行政が行われている。また半島部、サバ州、サラワク州は独立した木材合法性保証システム（Timber Legality Assurance System: TLAS）を運用している。これらの背景からマレーシアについては 4-1.マレーシア（全般）、4-2.マレーシア（サバ州）、4-3.マレーシア（サラワク州）、4-4.マレーシア（半島部）の 4 節に分けて整理した。

<sup>1</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/info.html#houkoku>

## 4-1 マレーシア（全般）

### 4-1-1 概要

マレーシアの国土は、マレー半島の中部から南部の半島部、ボルネオ島北部および周辺島嶼部から構成され、国土面積は33万km<sup>2</sup>で、2019年の森林被覆面積は17.7万km<sup>2</sup>、森林被覆率は53.7%である。

### 4-1-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

#### 4-1-2-1 法的枠組

##### 2021年マレーシア林業政策 Malaysia Forestry Policy 2021

2021年マレーシア林業政策は、2020年11月11日に連邦内閣で承認され、2021年1月29日に国土審議会で承認された。この文書はマレーシア語で記述されており、オンライン公開されている<sup>2</sup>。この政策文書は、以前の1978年国家森林政策(National Forest Policy 1978)(1992年改正)に代わるものである。この文書は119ページで、マレーシア連邦全体の政策と、半島マレーシアの政策、そして以前発表されていたサバ州とサラワク州の政策が盛り込まれている。連邦全体の方針は、5つの目標が含まれており、その一つは国土の50%を森林と樹木の被覆として維持することである。ただし森林と樹木の被覆をどの程度の割合とするか、サバ州、サラワク州、半島マレーシアのそれぞれで森林や樹木の被覆として維持すべき割合はどれぐらいかなどの詳細は明記されていない。

##### 2021年国家空間計画 National Physical Plan 2021

2021年の国家空間計画審議会で承認された国家空間計画(National Physical Plan)<sup>3</sup>では、サバ州とサラワク州の森林被覆率を2019年のレベルに維持したまま、半島マレーシアの森林被覆率を現在の43%から2040年に50%まで回復させるという目標が掲げられている(表4-1.1)。

表 4-1.1 マレーシアの森林被覆率目標

	サラワク	サバ	半島マレーシア	合計
土地面積(ha)	12,397,311	7,431,050	13,181,197	33,009,558
2019年の森林面積(ha)	8,034,000	13,181,197	5,734,082	18,204,072
森林被覆率	64.8%	59.7%	43.5%	55.1%
2040年の森林面積目標(ha)	8,034,000	4,435,990	6,590,599	19,060,589
目標森林被覆率	64.8%	59.7%	50.0%	57.7%

出典：2021年国家空間計画

<sup>2</sup> <https://www.mybis.gov.my/pb/4413>

<sup>3</sup> PLANMalaysia (2021) National Physical Plan 4, October 2021 <myplan.planmalaysia.gov.my>

#### 4-1-2-2 法規制の実施

サバ州、サラワク州、半島部の特徴を表 4-1.2 にまとめた。サバ州と半島部では最大の木材供給源は、森林植生を維持することが目指されている永久森林区 (Forest Reserve/Permanent Forest Estates) における択伐だが、サラワク州では州有地 (State Land) も大きな役割を果たしている<sup>4</sup>。

なお森林としては管理されていない譲渡地 (Alienated Land) の一部にも森林植生は存在し、木材供給源となることもある。譲渡地とは、州政府が開発のために割り当てた州有地のことで、その土地の所有権が発行され、その土地は私的所有権に属するとみなされる。所有権は、借地権 (数年間) または自由保有権 (永続的) である。土地の所有者は、州政府に対して土地の「保険料」を支払い、さらに毎年「評価額」を支払う必要がある。

前述のようにサバ州、サラワク州、半島部は独自の土地・森林に関する制度、独立した木材合法性保証システム (Timber Legality Assurance System: TLAS) を持つ。合法性確認に使用できる書類や情報も異なる。

<sup>4</sup> サラワク州では土地利用カテゴリーごとの木材生産量データは公開されていないが、永久森林区と州有地内の天然林面積は同程度あり、また後者にも多くの伐採コンセッションが設定されている。

表 4-1.2 サバ州、サラワク州、半島部の特徴

	サバ州	サラワク州	半島部
主な木材供給源の土地利用カテゴリーとその供給割合	森林保全区 (Forest Reserve) 78%、譲渡地 (Alienated Land) 21% (2020 年)	永久森林区 (PFE)、州有地 (State Land)	永久森林区 (PFE) 85%、州有地 (State Land) 7%、譲渡地 (Alienated Land) 8% (2019 年)
伐採許可証の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA)</li> <li>● Form I ライセンス</li> <li>● Form IIB ライセンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林伐採ライセンス (FTL)</li> <li>● 人工林ライセンス (LPF)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林産物採取ライセンス (Licence to Take Forest Product)</li> <li>● 移動許可 (Removal Licence)</li> </ul>
木材合法性保証システム	サバ木材合法性保証システム (Sabah TLAS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者は第三者監査を受けることが義務化されている</li> </ul>	サラワク木材合法性保証システム (STLVS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者監査を受けることは任意</li> </ul>	マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別の事業者に対する第三者監査は実施されていない</li> </ul>
合法性確認に使用できる書類や情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2) の記載される輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC)</li> <li>● 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) : 丸太輸出についてのみ必須</li> <li>● Sabah TLAS の第三者監査証書: 個別の商品に関する合法性証明ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サラワク木材産業開発公社 (STIDC) 発行の輸出ライセンス (Export Licence: K2)</li> <li>● サラワク丸太追跡・森林徴税システム (REVLOG) によってサプライチェーン情報が管理されており、サラワク森林局に問い合わせ可能</li> <li>● STLVS の第三者監査を受けた事業者からは、サラワク森林局またはサラワク木材産業開発公社からの認証書を取得可能: 個別の商品に関する合法性証明ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マレーシア木材産業局 (MTIB) 発行の輸出ライセンス (Export Licence)</li> <li>● MyTLAS の合法性証明: 個別の商品に対して出される。2022 年より日本向け輸出についても発行可能となった (請求は任意)</li> </ul>

### 4-1-3 森林認証

マレーシアではFSC (Forest Stewardship Council) 認証とともに、1998年に設立されたマレーシア木材認証評議会 (MTCC) によるマレーシア木材認証制度 (MTCS) が存在する。MTCSは2009年にPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の相互承認を受けた。MTCS/PEFCの認証林は全国で21、総面積521万haである一方、FSCの認証林は全国で4、総面積6万haに過ぎない (表4-1.3)。

2021年9月、マレーシア木材認証評議会は、PEFCの承認条件を満たすため、「マレーシア持続可能な森林管理に関する基準および指標 (MC&ISFM)」および「グループ森林管理認証規格」の修正を行い、それぞれ「MTCS ST 1002:2021」、「MTCS ST 1003:2021」として公表された更新された基準と指標では、以下の基準・指標の改定が行われた。

- 植林地の他の土地利用への転換を制限する指標を追加 (指標 6.10.2 FP)。
- 転換によって、炭素蓄積量が著しく高い地域に負の影響を与えないという要件を追加 (基準 6.10)。
- 油の流出による被害を最小限にするための緊急手順に関する要求事項を詳述 (基準 6.7 及び指標 6.7.1)。
- 天然林と植林の両方において、肥料の使用を最小限に抑えるという要求事項を策定 (指標 6.5.6)。
- PEFCの要求事項を完全に満たすために、「保全、経済、社会的利益」(基準 6.10、指標 6.10.1) や「サイトの条件によく適応した在来種」(指標 6.3.1、基準 6.9 FP)、「選択した種が生態系や在来種・地域産品の遺伝的整合性に与える影響は、科学的に評価されなければならない」(指標 6.9.3 FP) といった特定の語句や表現を追加。

表 4-1.3 地域別の MTCS 認証林

	MTCS/PEFC		FSC	
	認証数	認証面積 (ha)	認証数	認証面積 (ha)
半島マレーシア	7	4,053,956	1	10,000
サバ	3	152,815	3	46,057
サラワク	11	1,006,325	0	0
合計	21	5,213,096	4	56,057

出典：https://mtcc.com.my/certified-forests/ (2021年3月1日アクセス)

## 4-2 マレーシア（サバ州）

### 4-2-1 概要

サバ州は、ボルネオ島にあるマレーシアの州で、サラワク州の北に位置する。州の面積は 736 万 ha、2010 年時点の森林面積は 464 万 ha<sup>1</sup>で、州面積の 63%にあたる。

サバ州の森林植生は表 4-2.1 の 4 つの土地カテゴリーに存在する。サバ林業局（Sabah Forestry Department: SFD）の管轄する森林保全区（Forest Reserve）の面積は 2020 年時点で 357 万 ha であり、州の面積のほぼ半分を占め、主要な木材供給源である。森林保全区（Forest Reserve）は表 4-2.2 のように 7 つのカテゴリーに分けられて管理されている。2016 年～2020 年の各カテゴリーの面積推移を表 4-2.3 に示す。保護林（Protection Forest）面積は拡大され続け、2020 年の面積は 142 万 ha で、州内の森林保全区面積の 40%を占めた。商業林（Commercial Forest）の面積は 166 万 ha（2020 年時点）で、森林保全区面積の 46%を占めた。林業局は、州内の森林保全区を 27 の森林管理ユニット（FMU）に分け、各 FMU に営林署を配置して森林を管理している。

森林保全区以外では、国立公園等の保護地域、その他の州有地、譲渡地にも森林は存在し、後 2 者は木材供給源となっている（表 4-2.10）。また森林植生以外の土地では、樹液採取のために植栽されたゴムも老齢になると伐採され、木材として供給される。

表 4-2.1 サバ州の森林植生が存在する土地カテゴリー

土地カテゴリー	内容
森林保全区（Forest Reserve）	<ul style="list-style-type: none"><li>● サバ林業局の管轄する森林</li><li>● 2020 年時点で 357 万 ha</li></ul>
保護地域（Protected Area）	<ul style="list-style-type: none"><li>● サバ国立公園局が管轄する国立公園、野生動物サンクチュアリ等</li><li>● 27 万 ha</li></ul>
その他の州有地（State Land）	<ul style="list-style-type: none"><li>●</li></ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 私有地</li><li>● 土地利用統計では「森林（forest）」ではないが、実際には森林も存在し、伐採の対象になりうる</li></ul>

<sup>1</sup> <https://www.globalforestwatch.org/dashboards/country/MYS/13>

表 4-2.2 サバ州の森林保全区 (Forest Reserves) の区分

森林区分	森林の種類	機能
Class I	保護林 Protection Forest	流域の保護、土壌の安定、水の保全、その他の重要な気候・環境要因の維持のために保全された森林。伐採は許可されていない。
Class II	商業林 Commercial Forest	木材やその他の林産物を供給するために伐採に割り当てられた森林で、州の経済に貢献している。伐採は持続可能な森林管理 (SFM) の原則に基づいて行われている。
Class III	地域林 Domestic Forest	この森林区分からの生産物 (少量の木材等) は、地元コミュニティのみが消費するものであり、商業的利用は推奨されていない。
Class IV	アメニティ林 Amenity Forest	森林は、主に地域住民に快適さとレクリエーションを提供するためのものである。レクリエーション施設は、これらの保護区内の魅力的な場所、特に道端に設置されることが多い。また、これらの地域のアメニティ価値を高めるために、外来種の樹木が植えられることもある。
Class V	マングローブ林 Mangrove Forest	一般的な需要や多目的利用に対応するために、マングローブ材やその他の林産物を供給するための森林。様々な種類があるが、ヤエヤマヒルギ属 (Rhizophora spp.) が最も一般的に伐採されている種で、製品は釣り用の杭から薪や木炭まで多岐に渡る。これらの場所は、レクリエーションやエコツーリズムの開発にも利用できる。
Class VI	バージンフォレスト Virgin Forest	生物多様性や遺伝子の保存を含む林業研究を目的として、森林がそのままの状態で作保存されている森林。伐採は厳しく禁止されている。
Class VII	野生生物保護林 Wildlife Reserve	主に野生動物 (スマトラサイ等) の保護、保全、研究のために保全されている森林。伐採は禁止されている。

表 4-2.3 森林保全区 (Forest Reserves) のカテゴリー別面積推移

森林区分	名称	面積 (ha)				
		2016	2017	2018	2019	2020
Class I	保護林	1,353,677.7	1,386,614.6	1,386,614.6	1,386,995.3	1,421,717.3
Class II	商業林	1,668,273.0	1,659,900.0	1,659,900.0	1,659,897.0	1,655,483.0
Class III	地域林	4,673.0	4,656.0	4,656.0	4,656.0	4,634.0
Class IV	アメニティ林	11,386.5	11,386.5	11,386.5	11,388.5	11,402.8
Class V	マングローブ林	256,009.3	232,039.3	232,039.3	231,778.3	234,680.3
Class VI	バージンフォレスト	107,013.9	106,911.6	106,911.6	107,047.9	107,047.9
Class VII	野生生物保護林	139,241.0	139,241.0	139,241.0	139,502.9	139,502.9
合計		3,540,274.4	3,540,748.9	3,540,748.9	3,541,265.7	3,574,468.0

## 4-2-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

### 4-2-2-1 関連政府機関

サバ州においては、サバ州林業局 (Sabah Forestry Department) が、木材産業の川上から川下まで監督する主要な機関となっており、H28 年度報告書<sup>2</sup>から変更はない。

### 4-2-2-2 法的枠組

森林へのアクセス、伐採、輸送、加工、木材製品の取引に関する法的枠組みは、H28 年度報告書からほとんど変更されていないが、いくつかの政策、法律、規制が追加・改正された。

#### 2018 年サバ州森林政策 Sabah Forest Policy 2018

2018 年 8 月 1 日、サバ州内閣により改訂版のサバ州林業政策が承認された。この文書は、英語版とマレー語版があり、オンラインで入手できる<sup>3</sup>。この文書は、1954 年森林政策 (Forest Policy) に代わるもので、全 55 ページあり、21 の政策目標を含む 7 つの政策推進項目が記載されている。全体的なビジョンは、「持続可能な森林管理の実現」である。これによれば「サバ州は、環境保護、生物多様性の保全、社会経済的福利のために、サバ州の土地の少なくとも 50% が持続可能な森林利用と樹木被覆のために指定され、保護されることを約束する」。具体的な目標のひとつとして、2025 年までにサバ州の土地の少なくとも 30% を完全保護地域 (Totally Protected Areas) として保全することを掲げている。また、絶滅の危機に瀕している森林生態系を純減させないことも目標の一つである。

#### 2015 年森林 (木材) 法 Forest (Timber) Enactment 2015

2015 年、サバ州立法議会は 2015 年森林 (木材) 法 (2015 年サバ州法第 2 号) を承認した<sup>4</sup>。この法律は、「サバ州における木材産業に関連する活動の登録を規定し、それに関連する事項を規定する」もので、2017 年 6 月 1 日に施行された。

この法律では、輸出入のための木材製品のライセンス権限を連邦のマレーシア木材産業局 (Malaysian Timber Industry Board: MTIB) からサバ州林業局に移すことを定めている。これは 2012 年に行われた連邦内閣の決定に従ったものである。

サバ州林業局はまた、ワシントン条約に記載された木材 (沈香 (*Aquilaria* 属) とラミン (*Gonystylus* 属) を含む) に関するワシントン条約法の管理と施行のための管理機関の役割を担うことになった。これらの種の栽培者は、サバ州林業局への登録が義務付けられている。

<sup>2</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

<sup>3</sup> <http://forest.sabah.gov.my/publications/sabah-forest-policy-2018.html>

<sup>4</sup> <https://sagc.sabah.gov.my/?q=en/content/forest-timber-enactment-2015>



2017 年森林（木材）登録規則                      Forest (Timber) (Registration) Regulation 2017

2017 年森林（木材）（犯罪の複合化）                      Forest (Timber) (Compounding of Offences) 2017

2017 年森林（木材）登録規則と 017 年森林（木材）（犯罪の複合化）は 2015 年森林（木材）法に基づく補助的な規則である。これらの規則により、サバ州林業局による 2015 年森林（木材）法の実施が可能となった。

2017 年税関令（輸出禁止）                      Customs Order (Prohibition of Exports) 2017

2017 年税関令（輸入禁止）                      Customs Order (Prohibition of Imports) 2017

2017 年税関令（輸出禁止）と 2017 年税関令（輸入禁止）により、サバ州における木材の取引を規制する当局として、マレーシア木材産業局（MTIB）に代わってサバ州林業局が規定された。

#### 4-2-2-3 法規制の実施

サバ州では 2018 年 5 月と 2020 年 9 月に行われた州議会選挙の結果、政権交代が 2 度おき、林業に関する政策が大きく変化した。

2018 年 5 月以前、州政府の与党は国民戦線（Barisan Nasional）であったが、2018 年州議会選挙の結果、それまで野党であったサバ伝統党（Parti Warisan Sabah または WARISAN）および希望連盟（Pakatan Harapan）が政権を取った。2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達（Chief Conservator Circular）によって天然木丸太の輸出が禁止され、森林保全区（Forest Reserve）における Form I ライセンスのキャンセルが行われた。

しかし 2020 年州議会選挙の結果、国民戦線やサバ統一党（Parti Bersatu Sabah: PBS）によるサバ人民連合（Gabungan Rakyat Sabah: GRS）が政権を奪還した。2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達が出されて、2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達は取り消され、2022 年 1 月から天然木丸太の輸出が再び認められた。ただし 2020 年州議会選挙の結果は僅差での勝利であり、将来再び政権交代が生じ、林業政策が再度変更される可能性がある。

#### 4-2-2-3-1 商業的な木材生産が可能な土地カテゴリーとライセンス

前述のようにサバ州内の森林は表 4-2.4 に示す 4 つの土地カテゴリーの中に存在する。このうち森林保全区の商業林、森林保全区または保護地域以外の州有地、譲渡地において商業的な木材生産が可能である。

表 4-2.4 森林のタイプ

森林の種類	根拠となる法律	商業伐採の可否
森林保全区 (Forest Reserve)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1968 年森林法：Forest Enactment 1968</li> <li>● 森林（森林保護区の構成と改正）制定法：Forests (Constitution of Forest Reserves and Amendment) Enactment. 1984</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業林（Commercial Forest）のみ伐採可能</li> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）に基づく商業伐採、Form I ライセンス（※）による商業伐採が可能</li> </ul>
保護地域 (Protected Area)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1984 年サバ公園法：Sabah Parks Enactment 1984</li> <li>● 1997 年野生生物保護法：Wildlife Conservation Enactment 1997</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業伐採はできない</li> </ul>
その他州有地 (State Land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1956 土地条例：Land Ordinance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Form I ライセンスによる商業伐採が可能</li> </ul>
譲渡地 (Alienated land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1956 土地条例：Land Ordinance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Form IIB ライセンスによる商業伐採が可能。輸出は不可。</li> </ul>

※ただし WARISAN 党政権期（2018-2020 年）には発行がキャンセルされていた。

#### 商業的な木材生産のためのライセンス

サバ州における商業的な木材生産のためのライセンスは、持続可能森林管理ライセンス協定（Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA）、Form I ライセンス、Form IIB ライセンスの 3 種類である。

持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）は 99 年間の長期ライセンスであり、森林保全区（Forest Reserve）内にものみ発行される。SFMLA 所有事業者は森林管理計画（Forest Management Plan）を策定し、サバ林業局の承認を得る必要がある。

Form I ライセンスは短期の伐採ライセンスで、有効期間は対象地域によって 1 年から 5 年である。従来、州有林地に加えて譲渡地（Alienated Land, =私有地）内の森林にも発行されていたが、2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達によって政府関連機関（Government Linked Agencies）が管理する土地のみで許可されることになった。

Form IIB ライセンスは私有地に対して発行されるもので、森林をアブラヤシプランテーションやゴムプランテーション、その他の短収穫作物のための農地転換の際に使用される。SFMLA や Form I ライセンスで生産された天然木丸太と異なり、Form IIB ライセンスを用いて生産された天然木丸太は輸出が許可されていない。しかし合板など木材製品に加工されれば輸出可能である。

#### 4-2-2-3-2 サバ木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

サバ州ではサバ木材合法性保証システム(Sabah Timber Legality Assurance System: Sabah TLAS)が導入されており、Sabah TLAS は以下の6つの基準 (principle) を持つ。その内容は H28 年度報告書で詳述されている。

- 基準 1 伐採権 (Right of Harvest)
- 基準 2 林内作業 (Forest Operation)
- 基準 3 徴税 (Statutory Charge)
- 基準 4 他者の権利 (Other User's Right)
- 基準 5 工場の操業 (Mill Operations)
- 基準 6 貿易と関税 (Trade and Customs)

Sabah TLAS は 2019 年に修正され、基準 1 と 4 で低インパクト伐採(Reduced Impact Logging: RIL)の実施が要件に入れられた。また基準 6 に含まれるサラワク州からの輸入材の規制について、従来は海上運送された木材のみを対象としていたが、陸路で運送されてくる木材まで対象が拡大された。

また Sabah TLAS スキームの実施に関連して、いくつかの新しい手続き方法が導入された。これらの手続きは、ePermit ウェブサイト ([epermit.dagangnet.com.my](http://epermit.dagangnet.com.my)) に基づくオンライン申請システムによって合理化され、促進されている。このウェブベースのサービスでは、一般市民がサバ州林業局を含む複数の政府機関に許可証を申請することができる。承認された許可証は税関情報システム (Sistem Maklumat Kastam) に送られ、税関申告書との照合が行われる。

サバ林業局は Sabah TLAS の監査のため独立監査機関：Global Forestry Services 社と契約をしており、全ての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者の Sabah TLAS の遵守状況に関する第三者監査を行っている。第三者監査用のチェックリストも、森林管理事業者用 (基準 1~4) と流通・加工事業者用 (基準 5 と 6) の 2 種類がサバ林業局から発効されている。第三者監査に合格した事業者にはサバ林業局から認証が発行される (付属資料 1)。認証の有効期間は 1 年間である。なおこの Sabah TLAS の証明書は事業者のシステムに対する証明であり、個別の商品に対するものではないことに注意が必要である。

Form I、Form IIB ライセンス事業者はこの第三者監査を受けることが義務化されていないが、Form I、Form IIB ライセンス事業者から丸太を調達する木材加工事業者はその合法性確認を Sabah TLAS に基づいて適切に行ったか、第三者監査で問われる。

また Sabah TLAS の制度は 2016 年 8 月、ビューローベリタス (Bureau Veritas) 社による ISO 9001:2018 認証を受けている。

#### 4-2-2-3-2 輸入許可証 (SILC)、輸出許可証 (SELC)

前述のように、2015 年森林 (木材) 法により、従来マレーシア木材産業局 (MTIB) によって行われていた木材・木材製品の輸出入許可はサバ林業局によって行われることになった。輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC)、輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) は従来通り税関申告書 (Custom Declaration Form) (それぞれ K1、K2 フォーム) の裏への記載によってなされる。その取得のために必要なプロセスは H28 年度報告書の記載から変更はないが、輸入許可証、輸出許可証の控えのサンプルを取得したので付属資料 2、3 に示す。

#### 4-2-2-3-3 丸太輸出

2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達 (Chief Conservator Circular) に基づき、2018 年から 2022 年まで、サバ州政府は丸太の輸出許可を一切承認していなかった。その目的は国内の製造工場がより多くの木材供給を受けられるようにするためであった。

しかし 2021/12/21 付け主席森林保全官通達により、2022 年 1 月 3 日から丸太輸出の許可が再開された。輸出の要件は以下のとおりである。なお丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) のサンプルは付属資料 4 に示す。

#### 天然林丸太

- SFMLA ライセンスで生産された丸太、または政府関連機関が関与する土地から Form I ライセンスで生産された丸太の輸出が認められる。Form IIB ライセンスを用いて生産された丸太の輸出はこれまで通り許可されていない。
- 生産された丸太のうち 20% について輸出することができる。
- 輸出する貨物船は、サバ財団 (Sabah Foundation) が指定する Innoprise Capital 社を通じて、天然資源局 (Natural Resources Office) に承認され、登録を受けなければならない
- 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) と輸出許可証 (SELC) が必要。
- 輸出が認められるのは Sandakan 港、Tawau 港のみ。

なおこの通達では樹種については特に制限がついていない。インドネシアで規制対象となっていたボルネオテツボク (Belian: *Eusideroxylon zwageri*) 丸太の輸出も認められている。

## 植林木丸太

- 私有地からの植林木は制限なく輸出許可。
- 森林保全区（Forest Reserve）からの植林木は、まず州内事業者に優先的に供給されることを条件に許可。
- 貨物船の登録、丸太出荷許可証（LSC）の取得は必要ない。
- 輸出が認められるのは、Sandakan、Tawau、Kota Marudu、Sipitang の 4 港のみ。

①天然木丸太輸出用の貨物船登録、②丸太出荷許可証（LSC）と③輸出許可証（SELC）発行のプロセスは以下に示す（2021/12/21 付け主席森林保全官通達の添付ファイル 3 より作成）。

### ① 天然木丸太輸出用の貨物船登録のプロセス

- (a) サバ財団（Sabah Foundation）は申請書を準備
- (b) 州首席大臣府自然資源局（Natural Resources Office, Chief Minister's Department: SUHB）は申請書を審査し、登録許可証を発行。サバ林業局、関税への写しも発行
- (c) サバ林業局林産業貿易部（Forest Industry and Trade Division: FIT）は登録許可証を受けとり、Innoprise Capital 社に登録料を確定するためのレターを発行
- (d) Innoprise Capital 社は事業者からの登録料を林業局に納付
- (e) サバ林業局財務部（Finance Division: KEW）は登録料を受け取る
- (f) サバ林業局林産業貿易部は領収書を発行。州首席大臣府自然資源局と税関への写しも発行。

### ② 丸太出荷許可証（Log Shipment Clearance: LSC）発行のプロセス

- (a) 申請者は丸太出荷許可証を申請。申請のために必要な書類は以下の通り。
  - 輸出事業者からの申請書
  - 州首席大臣府自然資源局（SUHB）からの船舶許可
  - 地元の 2 社からの提示価格
  - 地方林業官（District Forestry Officer）からの割当量許可
  - 売買契約書
  - 測定手順（Scaling Order）
  - ローヤリティ支払い証明書
  - 輸出調整報告
  - サバ林業局地方事務所(District Office)からの輸出許可（Export Declaration）
- (b) サバ財団は申請書を審査し、サバ林業局に送付。
- (c) サバ林業局財務部は申請書を審査し、丸太出荷許可証（LSC）を発行する。申請のために必要な書類は以下の通り。承認した申請書はサバ財団及び関連する林業局地方事務所に送られる
  - LSC 申請書

- 州首席大臣府自然資源局からの船舶許可
  - 地元の 2 社からの提示価格
  - 地方林業官からの割当量許可
  - 売買契約書
  - 測定手順
  - 輸出調整報告
  - サバ林業局地方事務所らの輸出許可
- (d) サバ財団は申請者に通知、申請者は LSC 許可証を得る

### ③ 輸出許可証 (SELC) 発行のプロセス

- (a) 申請者は以下の書類を準備し、サバ林業局に申請
- 森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2
  - 販売契約
  - 税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2)
  - LSC 許可証
  - 関税支払い領収書
- (b) 林業局地方事務所の林業・貿易部門 (Forest Industry and Trade Division) の責任者が書類を確認
- (c) 林業局地方事務所は現地確認、報告書作成
- (d) サバ輸出ライセンス担当官 (SELC Officer) は、情報を林産物販売システム (Forest Produce Sales System: SJHP)、サバ輸出ライセンスシステム (SELC System) に入力
- (e) 林業局地方事務所は輸出を承認し、サインする。
- (f) 申請者は輸出許可書類 (森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2 と税関申告書 (K2)) を受けとる
- (g) 申請者は植物検疫証明書を取得し、K2 書類を税関に提出

### 4-2-3 森林認証

サバ州林業局は、森林管理者が独立した第三者機関による森林管理認証を取得することを奨励する方針、2025年までに州内の全ての森林が認証を受けるという目標を維持している。現在、州内には6ヶ所、合計20万haの認証林がある（表4-2.5）。

サバ林業局は従来、直接管理している多くの森林管理ユニットでFSC認証を取得していた（H28年度報告書では9ヶ所合計59万ha）が、2022年現在、これらの認証は一時停止されている。この停止の原因は、一部のFMUがFSCの原則と基準では認められない1994年以降に自然林を転換して造成された植林地を含んでいたこと、木材生産をしていない保護林も認証を受けていたことなどである。サバ林業局は再び認証取得をすることを目指しており、FSCとの対話を続けている。また木材生産に関与していないFMUについては、ユネスコのランドスケープ・ラベル・アプローチなど別の認証を取得することを目指している。

一方、サバ州林業局の直接管理下にはない森林管理ユニットのFSC認証は維持されている（表4-2.6）。また、サバ州では7事業者がFSC CoC認証を受けている<sup>5</sup>。

表 4-2.5 サバ州の認証林

森林認証の種類	認証数	認証面積 (ha)
FSC	3	46,057
PEFC/MTCS	3	152,815
合計	21	198,872

出典: <https://mtcc.com.my/certified-forests/>（2022年3月1日アクセス）

表 4-2.6 サバ州のFSC森林管理認証取得事業者

事業者名	発行日	有効期限	面積(ha)
Acacia Forest Industries Sdn Bhd	20-06-2016	19-06-2022	17,334
Sabah Softwoods Bhd	30-10-2017	29-10-2022	22,247
Gerak Saga Sdn Bhd	31-05-2021	30-05-2026	6,476

出典：Forest Stewardship Council <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

<sup>5</sup> <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

#### 4-2-4 リスク情報

##### 4-2-4-1 概要

サバ州林業局は、毎年の年次報告で摘発した違法伐採の数やその内訳を報告している<sup>6</sup>。2020年年度報告書によれば、2016年～2020年の間、年間122～233件の事件が報告され、2020年は180件であった。このうち2020年年度報告書で違反行為として確定していたのは78件であったが、その内訳は、ライセンス条件違反33件(42%)、違法所持21件(27%)、州有地での違法伐採15件(19%)、森林保全区での違法伐採9件(12%)であった。森林保全区内での違法耕作や違法な入林、ロイヤリティ脱税の犯罪はなかった。

一方、社会的企業であるNEPCon(現在のPreferred by Nature)は、サバ州産材の合法性に関するリスクの評価報告書を2017年に発表している<sup>7</sup>。その報告書では伐採に関する法的権利、伐採活動、税金と手数料、第三者の権利、取引と輸送に関して合法性リスクがあると報告しているが、特に主要なものは、事業者が伐採ライセンスを与えられた森林保全区や州有地の中に地域コミュニティが存在し、土地を巡る紛争が少なくないことである。

##### 4-2-4-2 先住民族の権利

上述のようにサバ州では、森林保全区(Forest Reserve)内の土地をめぐる紛争が存在する。2017年、サバ州林業局は、商業林であるSungai Pinangah森林保全区内にあるKampung Bobotong村の住民の住居16軒を不法占拠であるとして取り壊した。マレーシア人権委員会の予備報告書によると、村人の一部は1984年時点でこの土地の権利を申請していた(ただし受理はされていなかった)<sup>8</sup>。

##### 4-2-4-3 労働者の権利

木材産業の労働者の権利に関する紛争も存在する。2003年、州内の木材労働者はサバ木材産業従業員組合(STIEU)<sup>9</sup>を結成し、公式認定の申請を行った。STIEUはBWI(Building and Wood Workers' International)に加盟し、木材産業労働者の賃金と労働条件の改善を求めて労働協約を交渉している。会社経営陣は組合の承認を阻止しようとしたが、2017年10月、STIEUは連邦裁判所での訴訟に勝利した。

<sup>6</sup> <http://www.forest.sabah.gov.my/publications/annual-reports.html>

<sup>7</sup> <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

<sup>8</sup> Chan, J. (2017). 'In bitter land dispute with state, Suhakam finding offers hope to Tongod settlers'. Malay Mail (Malaysia). <<https://www.malaymail.com/news/malaysia/2017/03/24/in-bitter-land-dispute-with-state-suhakam-finding-offers-hope-to-tongod-set/1342299>>.

<sup>9</sup> <https://www.facebook.com/stieus70/>



## 4-2-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

### 4-2-5-1 国内生産

サバ州では 2016 年～2020 年の間に木材・木材製品の生産と取引が全体的に減少した。丸太の生産量は天然林と人工林の両方で減少し、木材の輸入量が少ないこともあり、木材製品の製造量も減少した。また新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックの対策として発動された移動規制令(MCO)も木材・木材製品の生産に大きな影響を与えた。

#### 4-2-5-1-1 丸太生産

前述のように、サバ州では持続可能森林管理ライセンス協定(Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA)に基づく伐採、Form I ライセンスに基づく伐採、Form IIB ライセンスに基づく伐採が可能だが、伐採面積、丸太生産量ともに SFMLA に基づく伐採が最も多い。州政府は 2018 年 5 月 28 日より丸太輸出禁止令を再導入したが、これは天然林と植林地の両方での丸太生産に影響を与えた。

2020 年、SFD は 49 区画(Coupe)、24,414 ha に対して持続可能な森林管理ライセンス協定(SFMLA)に基づく伐採許可証を発行した。前年は 13 区画 7,037 ha だったので、それに比べれば増加している(表 4-2.7)。2016～2020 年の間に、産業植林(Industrial Tree Plantation)での伐採許可区画数は増加(19→37)し、天然林管理(Natural Forest Management)での伐採許可区画数は減少(24→8)した。また天然林管理での伐採は低インパクト伐採(Reduced Impact Logging)と伐採後の育林作業(Silviculture tending)を行う事業者のみに発行されるようになった。

Form I ライセンスの発行数は年ごとに変動し、2016 年～2020 年では、年間 2～5 件、1,694 ha～21,873 ha に対して発行された(表 4-2.8)。

Form IIB ライセンスは、2016 年～2019 年には、年間 118～220 件、10,625ha～35,139 ha に対して発行された。新型コロナ(COVID-19)のパンデミックに伴い、2020 年の発行数は 35 件と少なかった。対象面積は不明だが、22,167.23 m<sup>3</sup>相当の 18,833 本の丸太が生産された<sup>10</sup>。

丸太生産量は 2016 年～2020 年の期間、減少を続けてきた。2017 年以降の木材生産量の減少の要因の一つは、植林木の最大の生産者であった Sabah Forest Industries 社の長期にわたるレイオフによる活動停止であった。2020 年の丸太生産量は 680,800 m<sup>3</sup>で、SFMLA に基づく伐採によるものが 78%、Form 1 ライセンスによるものが 16%、Form IIB ライセンスによるものが 6%であった(表 4-2.9)。土地の区分別では、森林保全区(Forest Reserve)からの生産量は 78%(表 4-2.10)で、SFMLA に

10 <http://www.forest.sabah.gov.my/docs/ar/SFD.AR2020.pdf>

基づく伐採による生産量とほぼ一致した。その他州有地からの生産量は 1%、その他・譲渡地 (Alienated Land) (=私有地等) からの生産量は 21%を占めた。

表 4-2.7 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) に基づく伐採が許可された区画 (Coupe) 数、面積 (ha)

		2016		2017		2018		2019		2020	
		Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積
天然林	天然管理林 (NFM)	12	7,882	10	2,521						
	低インパクト伐採 (RIL)による NFM	12	9,009	16	4,301	5	2,608				
	NFM/RIL+育林作業 (Silviculture tending)					11	4,602	8	4,032	8	NA
人工林	産業用植林 (ITP)	19	17,005	26	121,662	20	27,412	3	2,349	37	NA
	ITP/RIL & 育林作業					7	1,648				
モザイク (Mosaic)		10	3,815	1	1,330						
ヘリコプター伐採						2	996				
試験区 (森林保全)						1	108				
アグロフォレストリー (アブラヤシプランテーション等)		3	3,292	1	5,179	2	2,292	2	656	4	NA
総計		56	41,002	55	134,995	48	39,665	13	7,037	49	24,414

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016年～2020年)

表 4-2.8 Form 1 および Form IIB ライセンスの発行数と面積 (ha)

	2016		2017		2018		2019		2020	
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
Form 1	5	21,873	2	1,694	5	9,590	3	4,337	4	3,767
Form IIB	150	17,492	118	35,139	180	11,620	220	10,624	35	NA

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.9 ライセンスの種類別丸太生産量 (m<sup>3</sup>)

ライセンスの種類	2016	2017	2018	2019	2020
SFMLA	1,212,826	2,083,435	1,041,395	757,505	530,502
Form I	611,998	403,268	219,238	96,098	110,146
Form IIB	258,609	172,355	202,732	221,318	40,151
合計	2,083,435	1,546,509	1,463,365,38	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.10 土地のカテゴリー別原木生産量 (m<sup>3</sup>)

土地のカテゴリー	2016	2017	2018	2019	2020
森林保全区 (Forest Reserve)	1,305,129	972,779	990,650	752,731	529,226
州有地	95,592	160,284	146,997	81,591	6,591
その他・譲渡地 (Alienated Lands)	685,714	413,447	325,719	240,601	144,983
合計	2,086,435	1,546,509	1,463,365.	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

#### 4-2-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年のサバ州内の工場からの各種木材製品の生産量を表4-2.11に示す。生産量が最大の製品は合板、次いで製材品であった。木材製品の生産量は全般的に減少傾向にあった。

表 4-2.11 主な木材製品の生産量 (m<sup>3</sup>)

	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	241,869	193,691	219,353	238,671	156,262
単板	119,036	94,455	106,480	59,082	31,366
合板	607,438	496,665	471,238	423,980	277,434
ブロックボード	27,548	27,505	22,861	18,169	7,619
ラミネートボード	14,928	13,186	7,493	3,219	919
LVL	-	1,792	2,416	2,529	1,670
モールディング	47,067	43,176	33,391	27,706	16,521
木質チップ	98,817	110,601	59,571	68,263	59,854
処理材 (Treated Timber)	39,958	40,770	47,614	35,995	23,355
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	142,222	121,418	109,924	100,576	68,510
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	5,987	5,944	4,540	4,668	3,677
木質ペレット	4,499	8,621	11,888	6,877	5636

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-1-3 製造事業者数

2016年～2020年のサバ州のライセンス工場数は表4-2.12に示す。この間製材工場は大きく減少（140→99）したが、木質ボード類製造工場の減少（45→40）は少なかった。

表 4-2.12 ライセンスを受けた工場数

製品の種類	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	140	127	120	117	99
木質ボード類※	45	42	43	44	40
モールディング	106	100	94	92	85
パーティクルボード	1	1	1	1	1
パルプ&紙	1	1	1	1	1
木質チップ	9	9	12	9	9
処理材 (Treated Timber)	25	27	28	28	27
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	53	54	53	49	48
MDF	1	1	1	1	1
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	3	3	3	4	4
竹製家具	1	1	1	1	0
木質ペレット	5	6	9	5	4
圧縮木材 (Densified Wood)	-	-	1	1	1

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-1-3 雇用者数

様々な木材産業に従事する人の数を表4-2.13に示す。データはマレーシア国民と外国人の従業員に分けられている。工場数の減少傾向と同様、木材産業の事業者数も2016～2020年の間に大きく減少した。

ほとんどの木材産業では、マレーシア国民と外国人の雇用比率がほぼ同じか、マレーシア国民の方が多く雇用されている。例えば、製材所では、マレーシア国民と外国人の雇用者数はほぼ同じで、マレーシア国民の雇用者数は832人、外国人の雇用者数は813人であった。しかし木質ボード類（ベニヤ、プライウッド、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード）製造工場では、外国人が多く働いている。2020年には、マレーシア国民が1,330人であるのに対し、外国人は3,299人であった。一方、パルプ・製紙工場ではほとんどマレーシア国民のみが雇用されている。2020年に製紙工場で雇用されたマレーシア国民は594人であったが、同年に雇用された外国人は1人だけであった。

表 4 - 2.13 サバ州の木材産業の雇用者数 (2016 年～2020 年)

工場の種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人
製材	1629	1449	1556	1487	1331	1190	1268	1234	832	813
木質ボード類※	2981	7066	2503	5285	2442	4935	2105	4347	1330	3299
モールディング	1441	1033	1065	878	1346	1112	896	743	754	472
パーティクルボード	22	0	20	0	0	0	0	0	0	0
パルプ&紙	821	25	843	26	631	1	615	1	594	1
木質チップ	81	12	103	11	73	10	44	11	89	22
処理材 (Treated Timber)	482	487	473	471	629	560	318	408	25	20
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	775	1965	674	1471	1075	1673	653	1332	105	179
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	51	5	66	4	104	20	188	21	31	34
木質ペレット	0	0	65	7	83	41	40	33	14	10
圧縮木材 (Densified Wood)	73	4	0	0	14	13	12	14	0	0
合計	8355	12046	7368	9640	7728	9555	6139	8144	3774	4850

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-2 木材貿易

##### 4-2-5-2-1 輸入

2016年～2020年のサバ州への丸太や木材製品の輸入量の推移を表4-2.14に示す。製材品、単板の輸入量は減少し、丸太、合板の輸入量は増加した。2017年と2020年にはサバ州に丸太は輸入されていない。またモールディング、パーティクルボード、繊維板のサバ州への輸入は全くなかった。

表 4-2.14 主要な木材製品の輸入量 (m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
丸太	3,207	0	6,916	7,656	0
製材	23,803	18,070	12,554	16,567	10,886
合板	12,704	9,744	10,332	13,065	16,691
単板	55,911	50,973	32,722	41,781	17,168
モールディング	0	0	0	0	0
パーティクルボード	0	0	0	0	0
繊維板	0	0	0	0	0

出典：サバ州林業局年次報告書（2016年～2020年）



4-2-5-2-2 輸出

サバ州からの主要な輸出木材・木材製品は合板、丸太、製材品である（表 4-2.15）。合板は 2016 年～2020 年の期間一貫して輸出額が最も大きい木材製品であった。天然林からの丸太は、2018 年の途中から 2021 年まで輸出が禁止されていた。2016 年以降、木材、木材製品の輸出量は減少が続いている。

表 4-2.15 木材・木材製品の輸出量、FOB 価格（RM）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格
丸太 (m <sup>3</sup> )	328,367	193,199	295,313	175,040	130,413	74,259	0	0	0	0
植林木丸太 (m <sup>3</sup> )	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,344	7,311
製材品 (m <sup>3</sup> )	190,089	359,540	172,260	353,436	153,963	296,710	118,817	248,001	68,180	149,247
ベニヤ (m <sup>3</sup> )	66,982	118,536	61,043	100,877	63,420	101,596	34,267	53,139	21,180	30,107
合板 (m <sup>3</sup> )	563,456	1,017,304	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638
モールディング (m <sup>3</sup> )	7,327	34,938	8,091	40,853	4,249	15,299	1,767	11,287	712	3,522
紙 (m/t)	26,544	75,819	9,238	27,400	0	0	0	0	0	0
ブロックボード (m <sup>3</sup> )	30,283	71,659	24,167	57,088	23,367	54,926	17,354	46,191	7,915	21,787
ラミネートボード (m <sup>3</sup> )	7,559	10,984	6,304	11,802	4,569	9,851	3,223	8,791	1,838	5,046
チップ (m <sup>3</sup> )	62,178	29,925	31,674	15,010	7,724	2,145	29,411	14,214	23,489	10,359
パーティクルボード (m <sup>3</sup> )	12,580	10,391	1,244	778	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
フィンガージョイント (m <sup>3</sup> )	7,279	19,385	8,875	25,038	8,728	24,463	8,821	26,305	8,077	25,843

出典：サバ州林業局年次報告書

サバ州の木材・木材製品の主な輸出先を、表 4-2.16 に示す。日本は 2016 年～2020 年の期間で一貫してサバ州の最大の輸出先であり、2016 年には最高の 4.16 億リングットの輸出額であった。2019 年と 2020 年に日本に輸出された木材製品の輸出額の合計は、ラブアン連邦直轄地やマレーシア半島部への国内貿易を含めた ASEAN 諸国の合計を上回り、2019 年は 21%、2020 年は 19%であった（表 4-2.17）。

表 4 - 2.16 木材・木材製品の主要輸出先別輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
日本	416,351	1	375,475	1	323,910	1	247,420	1	150,374	1
マレーシア半島部	273,327	2	196,390	3	153,383	4	93,019	5	55,100	5
韓国	207,055	3	216,815	2	178,614	3	145,475	3	114,326	2
台湾	153,212	4	138,407	6	141,032	5	107,396	4	81,043	4
米国	141,808	5	145,032	5	255,445	2	151,396	2	104,462	3
中国	124,993	6	154,584	4	123,567	6	80,067	6	46,732	6
フィリピン	119,423	7	84,532	7	45,887	9	29,243	10	17,665	9
メキシコ	105,004	8	61,508	10	45,572	10	41,159	8	35,341	8
タイ	86,186	9	84,370	8	86,963	7	75,207	7	40,281	7
インド	65,166	10	65,967	9	46,866	8	26,857	11	10,532	13
その他	342,905		1,461,573		238,752		186,764		126,703	
合計	2,035,429		1,846,586		1,639,993		1,184,004		782,561	

出典：サバ州林業局年次報告書

表 4-2.17 木材・木材製品の国別輸出額割合 (%)

輸出先	総輸出額に占める割合				
	2016	2017	2018	2019	2020
ASEAN (サラワク州/ラブアン/マレーシア半島への国内貿易を含む)	27.42	23.89	20.67	19.67	15.73
日本	20.46	20.33	19.75	20.89	19.39
中国	6.14	8.37	7.53	6.77	6.01
欧州連合(EU)	2.82	2.42	3.46	3.23	1.71
米国	6.97	7.85	15.58	12.79	13.48
オーストラリア	0.77	0.72	0.62	0.66	0.69
韓国	10.17	11.74	10.89	12.29	14.75
その他	10.17	24.68	21.5	23.7	28.23

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 天然木丸太

2018 年中途に輸出が禁止される前は、日本が最大の輸出先で、2017 年には 81,438m<sup>3</sup>が輸出されていた (表 4-2.18)。次いでインド (61,519m<sup>3</sup>)、中国 (45,181m<sup>3</sup>) 向けが多かった。なお中国への輸出が減少したのは、米中貿易戦争の影響もあると指摘されている<sup>11)</sup>。

表 4-2.18 天然木丸太の上位輸出先輸出量 (m<sup>3</sup>)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018	
	量	金額	量	金額	量	金額
日本	110,500.15	66,561	81,438.45	51,693	34,763.10	17,642
インド	64,286.27	41,945	61,519.17	37,656	27,907.03	21,017
中国	48,474.68	30,146	45,181.41	28,096	23,185.14	14,589
フィリピン	44,676.71	21,455	42,658.22	21,256	14,730.30	6,669
ベトナム	26,147.76	13,526	44,651.37	22,288	12,433.68	4,901
その他	34,281.82	19,566	19,864.43	14,052	17,394.07	9,442
合計	328,367.39	193,199	295,313.05	175,040	130,413.32	74,259

注) 2019 年と 2020 年には丸太輸出が禁止されていた

出典：サバ州林業局年次報告書

植林木丸太

丸太生産量の減少に伴い、輸出量が減少した（表 4-2.19）。 2016年から2019年の間、一貫してインドネシアが最大の輸出先であり、この期間に最も多く輸出された2018年には48,053m<sup>3</sup>が輸出された。新型コロナのパンデミック以降輸出量、輸出先は減少し、2019年にはインドネシア、ベトナム、国内ではサラワク州にのみ、2020年にはサラワク州にのみ輸出された。

表 4 - 2.19 植林木丸太の輸出先上位輸出量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
インドネシア	33,900	13,775	28,815	11,867	48,053	13,664	35,898	10,667	-	-
ベトナム	29,858	12,416	21,717	10,231	14,487	6,988	4,791	1,954	-	-
インド	1,229	1,025	3,666	3,221	833	692	-	-	-	-
中国	1,126	736	3,423	3,183	4,662	2,112	-	-	-	-
バングラデシュ	450	238	-	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	118	127	-	-	-	-	-	-
サラワク州	-	-	-	-	2,620	202	15,044	4,439	25,343	7,311
その他	788	936	177	156	933	386	-	-	-	-
合計	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,343	7,311

出典：サバ州林業局年次報告書

製材品

輸出は全体的に減少傾向にあった（表 4-2.20）。2016 年～2020 年の期間中、中国が最大の輸出先で、2018 年には 55,930m<sup>3</sup>の最高輸出量を記録した。台湾は一貫して 2 番目に高い輸出先であり、2016 年に 34,313m<sup>3</sup>の輸出量で最高を記録した。日本への輸出量は、2019 年が 7,066m<sup>3</sup>、2020 年が 5,157m<sup>3</sup>と 3 番目に多く取引されていたが、2016 年の輸出量 14,010m<sup>3</sup>と比較すると減少している。

表 4 - 2.20 製材品の輸出先上位輸出量 (m<sup>3</sup>)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
中国	48,633	79,540	55,806	98,821	55,930	85,239	44,044	65,589	21,634	35,755
台湾	34,313	63,136	29,131	59,552	31,390	63,126	27,881	56,946	21,563	44,160
タイ	25,751	30,087	18,530	26,165	13,132	20,082	5,916	12,370	-	-
フィリピン	18,318	29,555	12,066	20,217	8,63	9,192	-	-	-	-
日本	14,010	43,519	-	-	10,251	29,193	7,066	23,421	5,157	15,801
南アフリカ	-	-	12,914	23,643	-	-	-	-	3,273	6,424
インド	-	-	-	-	-	-	4,644	7,199	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	3,458	7,427
その他	49,062	113,703	43,814	125,037	34,623	89,876	29,174	82,195	13,095	6,424
合計	190,089	359,540	172,261	353,436	153,964	296,710	118,725	247,720	68,180	149,247

出典：サバ州林業局年次報告書

単板

2016年～2018年は韓国が最大の輸出先であったが、2019年～2020年は台湾であった（表4-2.21）。日本への単板輸出は2016年から2020年にかけて変動し、2018年が最高（7,154m<sup>3</sup>）であった。

表 4 - 2.21 単板の輸出先上位輸出货量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
韓国	30,956	47,774	19,738	29,651	21,785	32,186	7,451	10,475	5,679	8,073
台湾	21,975	37,557	15,086	27,665	14,631	25,834	10,907	17,404	7,471	12,513
日本	6,491	21,005	3,982	17,444	7,154	20,797	4,279	13,369	1,575	4,604
フィリピン	2,655	3,210	8,521	10,019	9,772	11,917	7,286	9,112	2,633	2,667
中国	2,522	3,703	12,700	13,367	9,592	9,512	3,898	2,018	3,636	1,869
その他	2,383	5,286	1,016	2,732	486	1,350	561	1,331	184	382
合計	66,983	118,536	61,043	100,878	63,420	101,596	34,383	53,710	21,180	30,107

出典：サバ州林業局年次報告書

合板

2016年から2020年にかけて、輸出量が全般的に減少した（表4-2.22）。最大の輸出先はマレー半島部（2016年）、日本（2017年）、米国（2018-2019年）、韓国（2020年）と年によって異なった。日本への合板の輸出量は、2016年から2020年にかけて大きく変動し2020年の輸出量は39,311m<sup>3</sup>であった。

表 4 - 2.22 合板の輸出先上位輸出量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
マレー半島部	110,905	196,962	92,180	167,340	69,667	147,691	46,677	87,731	30,660	52,584
日本	83,846	160,445	96,061	173,524	76,302	147,238	63,730	134,476	39,311	80,455
韓国	83,824	132,358	95,554	156,523	65,618	122,449	66,167	117,140	55,441	92,708
米国	62,257	137,189	62,925	140,709	93,784	249,338	67,378	145,216	53,750	103,555
メキシコ	56,722	105,004	-	-	-	-	-	-	-	-
タイ	-	-	36,006	57,717	34,992	66,809	32,298	62,598	20,416	34,705
その他	165,902	285,347	142,034	250,761	118,973	242,792	84,858	167,103	77,667	136,630
合計	563,456	1,017,305	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-6 付属資料

##### 付属資料1 サバ州木材合法性システム (Sabah TLAS) 認証



事業者の Sabah TLAS の要求事項の遵守を、第三者監査 (Global Forestry Service 社) の評価に基づいてサバ州林業局長が認証した証明書。すべての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者はこの認証を取得することが義務化されている。なお個別の木材・木材製品に対する合法性証明ではないことに注意



付属資料2 輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC) の控え

Date Of Registration

23-Apr-2021

Serial No



SABAH FORESTRY DEPARTMENT  
IMPORT LICENCE

PART A [ IMPORT INFORMATION ]			
Import License Approval No	[REDACTED]	Validity Of Import License	14-May-2021
Date Of Import	23-Apr-2021	Validity Of Registration Certificate	10-Nov-2020 To 09-Nov-2021
Port Of Unloading	SANDAKAN	Name of Seller	[REDACTED] SIBOR
Importer Name	[REDACTED]	Name Of Vessel	[REDACTED] NEPTUNE VENESS
FD Import Registration No	[REDACTED]		
PART B [ PRODUCT INFORMATION ]			
Product	BLOCKBOARD	Product Code (FTRR)	A5B
Product Code (SJHP)	E01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces /Batang	19 CRATES	Volume	56.6783 M3
FOB Value (RM)	54427.9500	Country Of Origin	INDONESIA
Inspection Fee	0.0000	Inspection Fee Exempted	Yes
Inspection Fee Receipt	Nil		
Name of Data Entry Officer	[REDACTED] KONTREKSI	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No unloading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Any change of estimated arrival of vessel must be notified to the Sabah Forestry Department at least 3 days in advance.
- 3) All timber Product must be accompanied with a Removal Pass/Transit Pass prior to the final destination/Inspection Area.
- 4) Declaration of Import is NOT ALLOWED if the Registration Certificate as an Importer is less than 3 weeks.

Date Approved : 23-Apr-2021  
District : Sandakan

RAYMUND WONG

PEN. PEMELIHARA  
HUTAN G29

for Director General of Customs  
Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

インドネシアからサバ州に輸入されたブロックボードに対する輸入許可証  
輸入許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K1 フォーム) の裏  
への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。

付属資料3 輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) の控え

Date Of Registration 01-Dec-2021 Serial No [REDACTED]

 **SABAH FORESTRY DEPARTMENT**  
DISTRICT FORESTRY OFFICE  
EXPORT LICENSE

PART A [EXPORT INFORMATION]			
Export License Approval No	[REDACTED]	Validity Of License	15-Dec-2021
Date Of Export	08-Dec-2021	LSC No (For logs only)	
Port Of Loading	SANDAKAN	Validity Of SFD's License	01-Jan-2021 To 31-Dec-2021
ExporterName	[REDACTED]	ED-Export Registration No	[REDACTED]
Name Of Vessel	[REDACTED]	Name Of Buyer	[REDACTED]
PART B [PRODUCT INFORMATION]			
Product	PLAIN/ORDINARY PLYWOOD		
Product Code (SJHP)	C01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces/Batang	48 Crates	Volume	81.4850 M3
FOB Value (RM)	226504.6600	Destination	JAPAN
Export Royalty (RM)	814.8500	Royalty Payment Exempted	No
Export Royalty Payment Receipt	AM323215		
Remarks			
Name of Data Entry Officer	[REDACTED]	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No loading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Short shipped / shut out cargo / change of vessel must be declared within 24 hours.
- 3) All timber Product to be exported must be accompanied with a Removal Pass.
- 4) Declaration of Export NOT ALLOWED if Registration Certificate as an Exporter is less than 3 weeks.


Date Of Approval : 01-Dec-2021  
District : Sandakan

RAYMUND WONG  
PEN. PEMELIHARA HUTAN G29  
for Director General of Customs  
Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

サバ州から日本向けの合板に対する輸出許可証

輸出許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2 フォーム) の裏への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。

付属資料4 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC)

  
 LOG SHIPMENT CLEARANCE  
 SABAH FORESTRY DEPARTMENT

(1) DATE : 6-Jan-2012		(2) LSC NO : [REDACTED]	
(3) VESSELS DETAILS			
3.1 NAME OF VESSEL : [REDACTED]		3.2 VOYAGE NO : [REDACTED]	
3.3 VESSEL'S CAPACITY : [REDACTED]		3.4 VESSEL'S FLAG : Singapore	


  

3.5 PORT OF LOADING	3.6 ETA	3.7 ETD	3.8 PRODUCT LOADED	3.9 TOTAL/EXPECTED VOLUME TO BE LOADED
1ST PORT Tawau	9-Jan-2012	11-Jan-2012	Sabah Round Logs	2506.78
2ND PORT				0.00
3RD PORT				0.00
LAST PORT				0.00
TOTAL				2506.78

(4) SHIPPERS DETAILS					
SHIPPERS	4.2 CLASS	4.3 VOLUME (M3)	4.4 PORT OF LOADING	4.5 FINAL PORT OF LOADING	4.6 BUYER
[REDACTED]	C	2506.78	Twu	Japan	[REDACTED]
4.7 TOTAL VOLUME		2506.78			

(5) ENDORSEMENT BY SABAH FORESTRY DEPARTMENT	
DOCUMENTS CHECKED/RECORDED AND LSC ISSUED BY AUTHORISED OFFICER.	
NAME : [REDACTED] IC NO : [REDACTED] DATE : 6-Jan-2012	OFFICIAL STAMP/CHOP : 
(6) DISTRIBUTIONS 1. [REDACTED] 2. DFO TAWAU	(7) IMPORTANCE NOTICE : ANY AMENDMENT W.R.T SUBSTITUTION OF VESSEL, CHANGE IN VOLUME OR ANY OTHER INFORMATION PERTAINING TO LOGS ALREADY ISSUED WITH LSC NO. MUST BE REPORTED AND MUST BE MADE ONLY THROUGH : [REDACTED]

All shut-out shipment / cancellation of shipment must be reported to DFO and to this office within 24 hours and to be accompanied by a shut out certificate from the captain of the vessel and a inspection report by the DFO

*Recd 06/01/12*

サバ州から日本向けの丸太に対する丸太出荷許可証

丸太出荷許可証はサバ林業局が発行し、天然木丸太輸出の際に、輸出許可証 (SELC) とともに必要

## 4-3 マレーシア（サラワク州）

### 4-3-1 概要

サラワク州は、ボルネオ島の北西部から北中部に位置する。サラワク州の総面積は1,240万haで、2018年に撮影された衛星画像によると、州の陸地の約72%にあたる897万haが森林植生に覆われている<sup>1</sup>。森林は主に丘陵林（hill forest）、湿地林（swamp forest）、マングローブ（mangrove）に大別される。

サラワク州の森林植生は、完全保護地域（Totally Protected Areas）、永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）の4つの土地利用ゾーニングカテゴリの中に存在する（表4-3.1、図4-3.1）。2015年から2018年の間、完全保護地域の面積は49万haから80万haへと65%増加し、永久森林区は432万haから421万haへと2.6%減少した。

土地利用ゾーニングカテゴリ別の森林面積は完全保護地域74万ha（8%）、永久森林区398万ha（44%）、州有地325万ha（36%）、譲渡地100万ha（11%）であり（表4-3.2）、永久森林区とともに州有地内の森林面積が広く、また木材の主要な供給源となっている。

表 4-3.1 サラワク州の森林植生が存在する土地カテゴリ

完全保護地域（Totally Protected Areas: TPA）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国立公園（National Parks）、野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）、自然保護区（Nature Reserves）で構成</li><li>● 生物多様性の保護のために指定されており、これらの森林からの木材生産は禁止されている。</li></ul>
永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保護林（Protected Forests）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成</li><li>● 木材生産のために指定されている。</li></ul>
州有地（Stateland）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。</li><li>● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。</li></ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 開発のために民間に譲渡された土地</li></ul>

1 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-461-1170-FACTS-FIGURES.html>

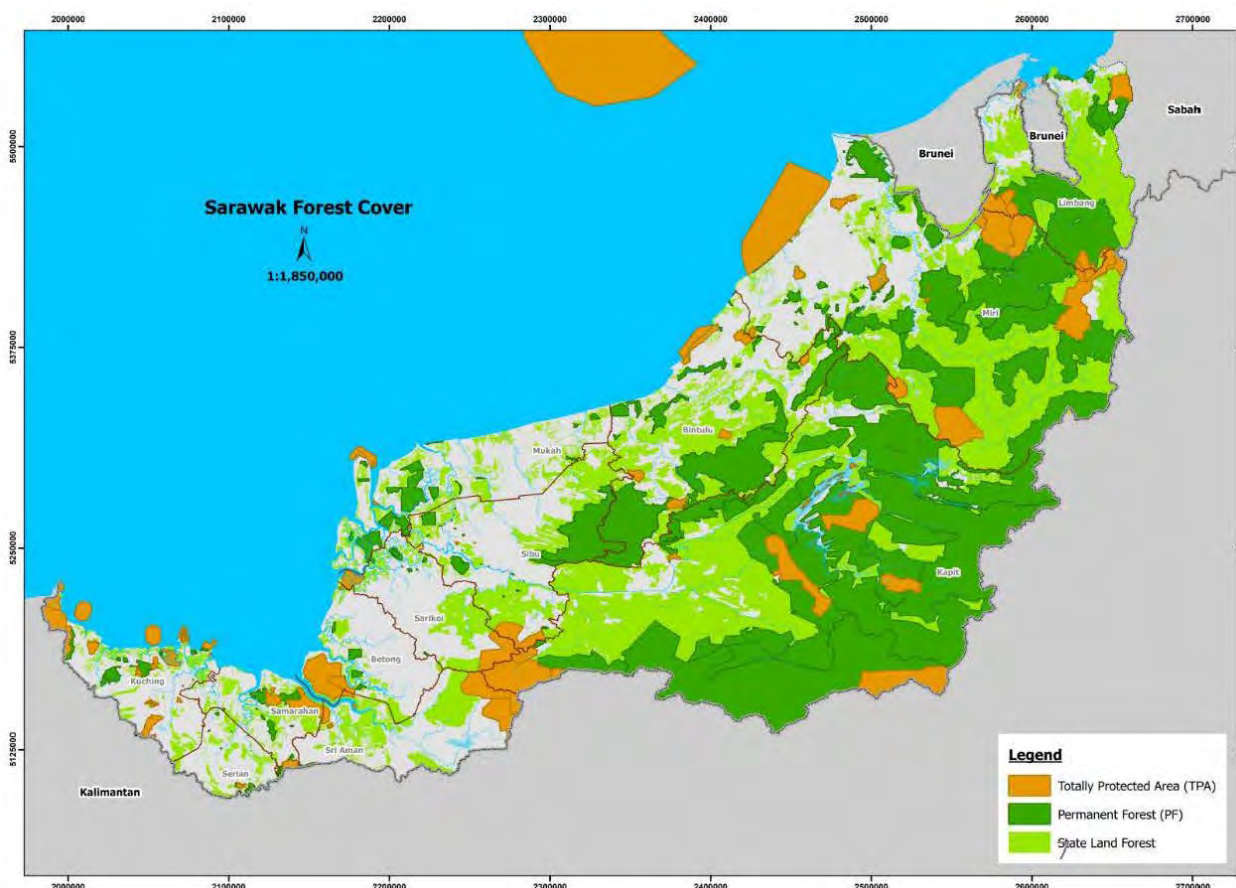


表 4-3.2 土地利用ゾーニングカテゴリー別面積 (ha)

土地利用	森林				非森林 Non-forest	合計
	丘陵林 Hill	湿地林 Swamp	マングローブ Mangrove	合計		
完全保護地域	641,955	86,182	12,950	741,087	61,955	803,042
永久森林区	3,913,820	55,139	11,084	3,980,043	229,010	4,209,053
州有地	3,017,845	185,450	47,552	3,250,847	1,364,574	4,615,421
譲渡地	887,417	104,196	7,151	998,764	1,755,399	2,754,163
合計	7,573,620	326,771	78,737	8,970,741	3,410,928	12,381,679

出典：2018年サラワク森林局年次報告書

図 4-3.1 サラワク州の土地カテゴリー地図



オレンジ：完全保護地域 (TPA)、緑：永久森林区 (PFE)、薄緑：州有地、灰色：譲渡地  
出典：サラワク森林局

サラワク州では、天然林からの木材生産を補うために、人工林の重要性が高まっている。これにより、地元の製材所や輸出市場への木材供給の持続性が確保される。植林に適した種としては、*Acacia mangium*、*Paraserianthes falcataria*、*Eucalyptus* spp.などの成長の早い種や、ゴム、*Neolamarckia cadamba*、*Dipterocarp* spp.などの固有種が挙げられる。植林面積は 1985 年には

1,770 ha と小さかったが、1996年に州森林法が改正され、人工林ライセンス (Licence for Planted Forest: LPF) の発行が可能になり、天然林資源の枯渇とともに拡大が堅調になってきた。2018年時点の人工林総面積は 60 万 ha に達している。

#### 4-3-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

##### 4-3-2-1 関連政府機関

サラワク州の森林管理および林業に係る政府機関は自然資源と都市開発省 (Ministry of Natural Resources and Urban Development) のサラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS) である (表 4-3.3)。一方、木材流通・貿易の管理についてはサラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation: STIDC または PUSAKA) が責任を担っている。その一部業務は STIDC の子会社のハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd) によって行われている。

なお H28 年度報告書<sup>2</sup>にあるように、従来はサラワク林業公社 (Sarawak Forestry Corporation: SFC) も森林管理について責任を担っていた。しかし 2019 年にそれらの権限はサラワク森林局に移管された (2020 年 1 月 2 日から施行)。サラワク林業公社は現在、国立公園や自然保護区などの完全保護地域 (TPE) の管理と野生生物保護のみを所管している。

<sup>2</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書  
<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

表 4-3.3 森林管理、伐採、流通、貿易に係る政府機関

名称	所管業務
サラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS)	● 森林資源、永久森林区 (PEF) の管理、法執行
サラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation, STIDC または PUSAKA)	● 木材の流通、貿易の管理 ● 輸出ライセンス (K2) を発行 ● 自社のコンセッションも持つ
ハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd)	● サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の子会社 ● STIDC の業務の一部 (丸太の流通のモニタリング) を担う
自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB)	● 天然林の 2 回目以降の伐採 (re-entry logging) の際に求められる環境影響アセスメント (EIA) を所管
マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department)	● 通関措置を所管

#### 4-3-2-2 法的枠組

##### 4-3-2-2-1 政策

2018 年、サラワク州政府は、7 つの政策を公表した<sup>3</sup>。これらの政策は、「サラワク木材産業の改革と変革」、「森林管理認証」、「人工林」、「下流の木材産業と付加価値製品のための原材料」、「ゴムの木の抽出」である。

サラワク木材産業の改革と変革に関する政策では、2030 年までに サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の手元資金を 1 億リンギットから 7 億リンギットに増資することで、STIDC の財務基盤を確保することに重点が置かれている。

森林管理認証政策では、2022 年までに全ての森林木材ライセンス (FTL) 保持事業者に森林認証の取得を求め、450 万 ha の森林が認証取得されることを目標としている (進捗状況の詳細は 4-3-3 節参照)。

人工林政策は、人工林ライセンス (LPF) の発行による木材プランテーションの開発を奨励している。政府は、LPF 保有者が協力するためのワーキンググループの形成をすすめており、このグループには、以下の企業が含まれている。

- Ta Ann Holdings Berhad
- RH Forest Corporation Sdn Bhd
- Polima Forest Bintulu Sdn Bhd
- Billion Venture Sdn Bhd
- Shin Yang Forestry Sdn Bhd

<sup>3</sup> <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

- Limba Jaya Timber Sdn Bhd
- Bigwood Sdn Bhd
- Immense Fleet Sdn Bhd
- Subur Tiasa Forestry Sdn Bhd
- Tanjong Manis Resources Sdn Bhd
- Samling Reforestation (Bintulu) Sdn Bhd
- Daiken Sarawak Sdn Bhd
- Sarawak Planted Forest Sdn Bhd

### 2019年サラワク林業政策 Sarawak Forestry Policy 2019

2019年12月12日に新しいサラワク林業政策がサラワク州内閣によって承認された。この文書は英語でオンライン公開されている<sup>4</sup>。この文書は、従来の「1954年森林方針 (Statement of Forest Policy 1954)」に代わるもので、57ページあり、13の政策目標と12の政策推進項目が含まれている。全体的なビジョンは「持続可能な森林管理」で、政策方針は以下のとおりである。

1. サラワクの現在および将来の世代のために、十分な森林面積と海洋生態系を提供
  - i. 国の健全な環境と気候を確保する。土壌の肥沃度を守る。家庭用・工業用・灌漑用・一般農業用の水を継続的に供給。河川や農地の洪水・浸食による被害を防ぐ。
  - ii. 経済、農業、内水面漁業、国内およびその他の産業の利益のために、すべての森林資源を永続的に供給。
  - iii. 経済、漁業、国内、林業関連産業のために、海洋生態系を維持・保全。
2. 持続可能な森林経営(SFM)の原則に基づき、経済、社会、環境に利益をもたらす永久森林区(PFE)の経営
3. 国有地および疎外された土地内の森林地域の良好な管理に重点を置く
4. 国内市場と輸出市場のニーズに合わせた森林資源の持続的生産

この文書では、州の総面積1,240万haのうち、600万haを永久森林区(PFE)とし、100万haを完全保護地域(TPA)とすることが言及されている。これにより、森林面積が州の土地面積の56.45%に維持されることになる。

### 輸出クォーター制度

サラワク州では森林木材ライセンス (FTL) 保持者／伐採事業者に対し、天然林から生産した丸太について、生産量のうちの一定の割合 (クォーター、quota) 以上を国内加工業者に提供することが求められている。この制度は1988年に導入され、当初求められていた国内向け割合は1割であったが、徐々に高められ、2018年までに輸出向け割合が2割 (国内向けが8割) となった<sup>5</sup>。なお近年、申請すれば4割まで輸出できるように緩和された。

4 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1105-SARAWAK-FOREST-POLICY-2019.html>

5 <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>



## 新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 Post Covid-19 Development Strategy (PCDS) 2030

サラワク首相は 2021 年 7 月に「新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 (PCDS 2030)」を発表した。それによれば 390-450 万 ha の天然林および 17.8 万 ha の人工林が森林認証を受けることが目標として掲げられている。

## 森林景観回復プログラム 2022-2025 (Forest Landscape Restoration Programme 2022-2025)

サラワク州政府は 2021 年に、劣化した森林地域を回復させるための「森林景観回復プログラム 2022-2025」を開始し、6,200 万リングットが割り当てられた<sup>6</sup>。

### 4-3-2-2-2 法制度

2017 年度以降、以下のようにいくつかの法令等の制定または修正が行われた。

- 2017 年森林 (苗床) 規則 Forests (Nursery) Rules 2017<sup>7</sup>

人工林のための苗を生産するための苗床の設置に関し、苗床で使用する種子の種類と供給元に関する規制。

- 2018 年森林 (第 1 表の修正) 通達 The Forests (Amendment to the First Schedule) Notification 2018

2015 年森林法 (Forests Ordinance) <sup>8</sup>の第 1 表を改正し、現地加工用の人工林丸太のロイヤルティーを 5 リングット/立米に、輸出用の人工林丸太のロイヤルティーを 10 リングット/立米とした。

- 2018 年森林 (第 2 表の修正) 規則 The Forests (Amendment to the Second Schedule) Rules 2018<sup>9</sup>

2015 年森林 (訓練された作業員) 規則 (Forests (Trained Workmen) Rules 2015) を改正。木の伐倒、丸太の搬出、丸太の積載、皆伐サイト準備、重機による植林サイト準備における検査員の資格を規定した。

- 2019 年権限と職務の委譲通知 Delegation of Powers and Duties Notification 2019

2019 年 1 月 2 日から、製材工場に関する事項の権限と職務を、森林局長からサラワク木材産業開発公社 (STIDC) のゼネラルマネージャーに委譲することを通知した。

### 4-3-2-3 法規制の実施

#### 4-3-2-3-1 森林の権利

前述のサラワク州内の森林が存在する 4 つの土地利用ゾーニングカテゴリーのうち、伐採が可能な森林は、永久森林区の一部と州有地、譲渡地内の森林である (表 4-3.4)。

6 <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

7 [https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download\\_show&id=132](https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=132)

8 [https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet\\_file/Ordinance/ORD\\_Cap.%2071%20Forest%20LawNet.pdf](https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Ordinance/ORD_Cap.%2071%20Forest%20LawNet.pdf)

9 [https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet\\_file/Subsidiary/SUB\\_Issue%20No.%2046\\_L.N.%20156.pdf](https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Subsidiary/SUB_Issue%20No.%2046_L.N.%20156.pdf)

州有地の一部は地域住民の先住民慣習権（Native Customary Rights: NCR）が認められた土地である。1958年サラワク土地法（Sarawak Land Code）では、1958年1月1日以前に先住民の伝統的耕作地であった地域をNCRと認定している。1976年の航空調査によると、サラワク州面積の約26%がこの形態で耕作されていた。2020年、サラワク州政府はNCR新イニシアティブ調査プログラム（NCR New Initiative Survey Program）を実施し、サラワク土地法を改正して先住民領土（Native Territorial Domain）に対する用益権（usufructuary rights）を認めることになった。NCR調査プログラムの下、NCRの土地の境界は測量され、個々のサイトは公示されつつある。

しかしながらプラウ（pulau）と呼ばれる、地域住民が非木材森林産物の採取などに利用していた残存林（商業樹種が多い原生林も含む）の大部分は、地域住民によってNCRと認識されていても、NCR調査や権利の承認の対象外となっている。また1958年以降、新規に伝統耕作が行われた場所、村（ロングハウス）が移転してきた場所も少なくないが、これらも地域住民にとってはNCRと認識されていても、用益権の承認の対象外となっている。伐採事業者の中には、地域住民との話し合いの結果、これらの森林の伐採を避けたり、補償金を支払ったりしている事業者も存在する。

一方、永久森林区（PFE）または完全保護地域（TPA）の中にはNCRは存在せず、ある場所の土地利用ゾーニングカテゴリーが州有地から永久森林区または完全保護地域に変更された場合、NCRは消滅すると見做される。

表 4-3.4 土地利用ゾーニングカテゴリー別の森林

永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護林（Protected Forests, and）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成</li> <li>● 木材生産のために指定されている。</li> <li>● 2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。</li> </ul>
州有地内の森林（Stateland Forests）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。</li> <li>● 1958年土地法（Sarawak Land Code）に基づいて管理される。ただし州有地内の森林伐採ライセンス（FTL）エリアは2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。</li> <li>● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。</li> </ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発のために民間に譲渡された土地</li> <li>● 森林を農地に転換する際に伐採する木材を販売する場合は森林伐採ライセンス（FTL）が必要だが、販売を行わない場合は必要ない。</li> </ul>

#### 4-3-2-3-2 伐採許可

サラワク州では、永久森林区（PEF）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）を問わず、天然林の伐採は森林伐採ライセンス（Forest Timber Licence: FTL）、人工林の伐採は人工林ライセンス（Licence for Planted Forest: LPF）に基づいて行われる。

FTL はいくつかのタイプがあるが、長期のものは 5-10 年のコンセッションとして与えられる。森林認証を取得した場合には最長 60 年まで権利を維持できるインセンティブが与えている。LPF 事業地については、1997 年森林（人工林）規則（Forests (Planted Forests) Rules 1997）により、州有地（Stateland）のみならず永久森林区（PFE）の中であっても、25 年 1 サイクルの間、ライセンス面積の 20% までアブラヤシを植えることが認められている。この結果事業地内で森林の転換が生じている。

#### 4-3-2-3-3 サラワク木材合法性保証システム（STLVS）

##### STLVS の内容とプロセス

サラワク木材合法性保証システム（Sarawak Timber Legality Verification System: STLVS）は以下の範囲の合法性を確保するシステムである。H28 年度報告書ではその詳細について報告されている。

- 森林資源の管理
- コミュニティの認知と利益
- 環境保全
- 森林から木材製品へのトレーサビリティ

現在の STLVS は第 5 版（2021 年 9 月版）で、6 原則（Principle）18 基準（Criteria）94 指標（Indicator）からなる（表 4-3.5）。ただしその指標は 2022 年 2 月現在時点では公表されていない。

表 4-3.5 STLVS 第 5 版の構成

原則	内容	基準と指標	所管政府機関
原則 1	伐採の権利（Right to harvest）	3 基準 15 指標	サラワク森林局 (FDS)
原則 2	林内作業（Forest operations）	5 基準 38 指標	
原則 3	徴税（Statutory charges）	1 基準 3 指標	
原則 4	その他の権利（Other user's right）	1 基準 3 指標	
原則 5	工場の操業（Mill operation）	3 基準 17 指標	サラワク木材産業開発 公社（STIDC）
原則 6	貿易・関税（Trade and customs）	5 基準 18 指標	

出典：サラワク森林局

①天然林および②人工林からの木材について、伐採権の認可から輸出許可までのプロセスの中でこれらの合法性を達成するための STLVS の規制枠組みを以下に示す。

##### ①天然林丸太

<サラワク森林局>

#### ■許認可事務所でのプロセス

- (a) 森林伐採ライセンス (Forest Timber Licence: FTL) の申請の受理と発行
- (b) ライセンス事業者が提出してきた総合伐採計画 (General Harvesting Plan: GP) の審査と承認
- (c) 詳細伐採計画 (Detailed Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe: PEC 1-5) の発行

#### ■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 伐採と個々の丸太につけられた丸太生産 ID タグ (Log Production Identity (LPI) tagging) の確認やモニタリング
- (f) マーキングや寸法の確認
- (g) ロイヤルティーの評価

FTL について、現在全く伐採されたことのない天然林はほとんど残っておらず、多くの FTL 事業地では再入林伐採 (re-entry logging) と呼ばれる 2 回目以降の伐採が行われている。1997 年自然資源環境 (規定活動) 修正法 (Natural Resources and Environment (Prescribed Activities) (Amendment) Order, 1997) に基づき、再入林伐採のうち、伐採面積が 500ha 以上で、過去に伐採を受けた場所または、森林法に従って森林局長が林班 (Coupe) の閉鎖を宣言した場所で行うものは、(a) の FTL の申請の前に、自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB) による環境影響アセスメント (EIA) を受けることが要求される。個々の FTL 事業者が特定の伐採サイクル (25 年が一般的) を設定していることもあるが、特定の林班に対して前回の伐採から再入林までどれぐらいの期間置かなければならないかという規則は存在せず、伐採の制限 (最小伐採可能胸高直径および年間伐採許容量 (AAC)) さえ守られていればよい<sup>10</sup>。

## ②人工林丸太

#### ■許認可事務所でのプロセス

<サラワク森林局>

- (a) 人工林ライセンス (Licence for Planted Forest) の申請の受理と発行
- (b) 植林計画 (Tree Planting Plan: TPP) の審査と承認
- (c) 伐採計画 (Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班伐採許可 (Permit to harvesting Coupe) の審査と発行

#### ■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 現地調査と伐採木の確認。伐採された植林木は小径木も含むため、天然木のように個々の木にタグがつけられるのではなく、量単位で管理される。
- (f) ロイヤルティーの評価

天然木の(c)~(g)、人工林の(c)~(f)のプロセスは、2019年以前はサラワク林業公社 (SFC) によって担われてきた (H28 年度報告書参照) が、前述のように 2020 年以降、サラワク森林局に権限が移管されている。

以下は①、②で共通するプロセス

<sup>10</sup> これは、半島マレーシアの選択的管理システム (SMS) が 20~30 年のサイクルを基本としているのとは対照的である。半島マレーシアでは、特定の森林区画の再入林許可は、立木の伐採前インベントリー結果に基づく。

<ハーウッド・ティンバー社>

- (g) 現場検査 (Physical Inspection) と裏書譲渡証明書 (Endorsement Clearance Certificate: ECC) の発行
- (h) 検数調査 (Physical Tallying) と輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の発行

<サラワク森林局>

- (i) 移動許可証 (Removal Pass) を発行 (このプロセスも従来はサラワク林業公社が担った)

また、丸太、木材製品の輸入については以下のプロセスを経る

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 輸入事業者の登録
- (b) 輸入ライセンス (Import Licence) の発行
- (c) 輸入材の検査
- (d) 輸入材への移動許可証 (Removal Pass) の発行

この後のプロセスは、①丸太のまま輸出される場合と、②木材製品に加工された後に輸出される場合で異なる。

#### ①丸太のまま輸出される場合

##### ■丸太が輸出港に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (a) 現場検査 (Physical Inspection) : 送られてきた丸太の移動許可証 (Removal Pass) や輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の確認、データベースとの照合
- (b) 輸出許可証明書 (Export Clearance Certificate : ExCC) の発行

<サラワク森林局>

- (c) 確認と丸太輸出の承認
- (d) 移動許可証 (Removal Pass) の発行

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (e) 事業者からの申請を受けて輸出ライセンス (Export Licens: K2) を発行
- <マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >
- (f) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

#### ②製品に加工されて輸出される場合

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 加工工場に対し、加工ライセンス (Mill Licence) を発行
- (b) 事業内容(輸出業、輸入業、流通業、加工業)を登録

##### ■丸太が加工工場に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (c) 検査と承認

##### ■工場での製品の製造後のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (d) 検査

## ■製品の輸出の際のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

(e) 事業内容(輸出業)を登録

(f) 輸出ライセンス (Export Licence: K2) を発行

<マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >

(g) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

## STLVS の第三者監査

サラワク木材合法性保証システム (STLVS) が作られた目的の一つは、ライセンス事業者が木材の合法性を確保しているかについての第三者監査を可能にすることである。ただし第三者監査を受けることは義務ではなく市場からの需要に応じてまたは自主的に事業者が受けることになっている。

第三者監査のための規格 (Standard) とガイドラインが 2018 年にサラワク森林局によって公開された。これはサラワク州の林業および木材産業に対して、国際的な貿易規則に沿ったデューデリジェンスプロセスを提供するものである。

- Standard for Verification of Forest Management, Mill Operations, Trade & Customs STLVS Principle 1-6. 第一版：2018 年 1 月に公表
- Guidelines for Implementing Sarawak Timber Legality Verification System Audit, 2018：2018 年 4 月に公表

STLVS の第三者認証を受けた森林木材ライセンス (FTL) コンセッションからの丸太は、貯木場でロイヤルティーの支払い、マーキングを行って以降は、そうでないものと分別管理を行わなければならない。

STLVS の第三者監査機関はマレーシア国内に拠点を置く 2 つの認証機関が登録されている。

- Global Forestry Service (GFS) Sdn Bhd
- SIRIM QAS International Sdn Bhd

それぞれの監査機関は監査結果に基づいて遵守証明書 (付属資料 1、2) を発行し、サラワク森林局とサラワク木材産業開発公社 (STIDC) はそれに基づいて認証 (付属資料 3、5) を発行する。2022 年時点で、STLVS の基準 1~4 についての第三者認証を受けた天然林コンセッションライセンス事業者は 8 社合計 89 万 ha である (表 4-3.6)。また STLVS の基準 5~6 についての第三者認証を受けた木材加工事業者は 14 社で、その内訳は製材 2、合板製造 9、単板製造 1 である (表 4-3.7)。

表 4 - 3.6 STLVS の第三者認証を取得した森林木材ライセンス (FTL) 所持者/天然林コンセッションライセンス事業者表

**List of Certified Company under STLVS Principle 1-4  
Year 2020-2022**

No	Company	FTL #	Area Ha	Statement of Compliance (Auditor)
1	Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd.	T/0411	68,365	GFS 084 LVS(1/4/2020-31/3/2021-2nd surveillance audit)
2	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0404	132,333	GFS 087 LVS (1/10/2020-30/9/2021 1st surveillance audit)
3	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0405	158,661	GFS 086 LVS (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Samling Plywood Miri Sdn Bhd	T/0413	142,790	SIRIM – STLVS 0002 (23/7/2020 – 22/7/2021)
5	Shin Yang Industries (Bintulu) Sdn. Bhd.	T/3342	219,380	GFS 073 LVS (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
6	Sara Tourism & Leisure Sdn Bhd (408289-X) Shin Yang Sdn Bhd	T/9155	59,790	GFS 159 LVS(1/1/2021-31/12/2021-1st surveillance audit)
7	Shin Yang Trading Sdn. Bhd.	T/3228	72,710	GFS 058 LVS (20/1/2021-19/1/2022 -2nd surveillance audit)
8	Suasana Pertiwi Sdn Bhd	T/3670	35,379	GFS 088 LVS (1/01/2022-31/12/2022-2nd surveillance audit)
		<b>TOTAL</b>	<b>894,923</b>	

出典：サラワク森林局

表 4 - 3.7 STLVS の第三者認証を取得した木材加工事業者

**List of Certified Company under STLVS Principle 5-6  
Year 2020-2022**

No.	Company	Mill Type	Statement of Compliance (Auditor)
1	Cairnfield Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 184 WTP (1/9/2020-31/8/2021-4th surveillance audit)
2	Forescom Plywood Sdn Bhd	Plywood	GFS 077 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
3	Linshanhao Plywood (Sarawak) Sdn Bhd	Plywood	GFS 181 WTP (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Menawan Wood Sdn Bhd	Plywood	GFS 187 WTP (15/7/2020-14/7/2021-2nd surveillance audit)
5	Muliamas Resources Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 077 WTP (16/11/2020-15/11/2024-New)
6	Samling Plywood (Miri) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 074 WTP (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
7	Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 078 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
8	Shin Yang Plywood Sdn. Bhd./Shin Yang Laminated Board Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 075 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
9	Shin Yang Wood System Sdn. Bhd.	Veneer	GFS 163 WTP(1/2 2021-31/1/2022-2nd surveillance audit)
10	Subur Tiasa Particleboard Sdn. Bhd.	Particleboard	GFS 183 WTP(1/12/2020-30/11/2021-2nd surveillance audit)
11	Ta Ann Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 040 WTP(18/5/2020-17/5/2021-3rd surveillance audit)
12	Zedtee Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 076 WTP (1/4/2020-31/3/2021- 3rd surveillance audit)
13	Lik Shen Sawmill Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 041 WTP (1/12/2021-30/1/2022)

出典：サラワク森林局

#### 4-3-2-3-4 その他の政府のシステム

##### サラワク丸太追跡・森林徴税システム Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System (REVLOG)

サラワク森林局は 2016 年に天然木の丸太を対象とするサラワク丸太追跡・森林徴税システム (Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System: REVLOG version 1.0) を導入した。これは従来の丸太追跡システム (Log Tracking System: LOTS)、森林ライセンスシステム (Forest Licensing System: FLS)、ロイヤリティ請求システム (Royalty Billing System: RBS) の 3 つを統合したもので、スマートフォン (Android または iPhone) 上でも使用可能なアプリケーションである。REVLOG と州金融予算会計統合システム (State Integrate Finance, Budgeting, Accounting System: SIFBAS、現在は version 2) によって税の請求書の発行が行える。REVLOG は Sarawak Information System 社によって開発され、サラワク木材産業開発公社 (STIDC) とその子会社のハーウッド・ティンバー社、州首相府の国家安全保障執行ユニット (UKPN)<sup>11</sup> もアクセス権限を持つ。

REVLOG のマニュアル<sup>12</sup>によれば、丸太生産 ID タグの照会 (Log Production Identity: LPI Enquiry) モード、移動許可証の照会 (Transit Removal Pass Enquiry) モード、丸太の照会 (Log Enquiry) モードがあり、サプライチェーン上で入力された以下のようなデータが確認できるシステムになっている。このアプリを用いれば検査官が現場で丸太の検査を行う際に、川上で入力されたデータと容易に照合できることが理解できる。

- 伐採されたコンセッションの ID、森林伐採ライセンス (FTL) 所有事業者名
- 林班番号、ブロック
- 林班立入許可証 (PEC) の ID
- 丸太生産 ID (Log Production Identity: LPI)
- 伐採日
- 丸太の ID
- 丸太のサイズ
- 樹種
- 移動許可証 (Transit Removal Pass) の ID ※
- 輸送事業者名 ※
- 輸送元、輸送先／輸出先 ※
- 検査官の検査を受けたポイント名
- 現在の状態 (移動中／到着等)

※国内の移動、海外への輸出の場合等のように、一つの丸太が複数の移動許可 (Transit Removal Pass) を持つ場合はそれぞれの Removal Pass ごとの情報が全て入る。

2020 年には第二世代の REVLOG version 2.0 が導入された。REVLOG v2 はサラワク州財務省 (Jabatan Perbendaharaan Negeri Sarawak または State Treasury) の請求システムと接続され、

<sup>11</sup> 2002 年に国家治安部隊 (Unit Keselamatan Negeri: UKN) として設立され、2017 年に国家安全保障執行ユニット (UKPN) として再編された。< <https://jkm.sarawak.gov.my/UKPN>>

<sup>12</sup> [https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download\\_show&id=146](https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=146)



デジタルによる請求書の発行を可能にした。さらにオフラインモード携帯版も導入し、携帯電話電波接続圏外での使用も可能にした。

REVLOG によって入力されたデータは一般公開されていないが、サラワク森林局へのヒアリング（2022 年 2 月）によれば、サラワクからの木材輸入事業者が、購入先の木材加工事業者がどこから原料の丸太を調達しているか確認したい場合、サラワク森林局にメールで問い合わせれば情報を提供できるということであった。

#### 事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System (EFIMS)

サラワク森林局は森林管理のため、事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System: EFIMS) という GIS システムを 2020 年に導入した。EFIMS ではサラワク州内の土地利用図データ、コンセッション境界データ、林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) データ、リモートセンシングデータなどが重ね合わせられており、森林局による各事業者の伐採活動のモニタリング等に用いられている。

#### 継続的モニタリング監査 Continuous Monitoring Surveillance (COMOS)

サラワク森林局は、2019 年に、継続的モニタリング監査 (Continuous Monitoring Surveillance: COMOS) を導入した。これは衛星画像やドローンなどを使って違法伐採活動の取り締まりを行う。その拠点はクチン及びミリに所在する。

なお違法伐採活動の取り締まり自体はそれ以前より実施されており、2014 年には有人ヘリコプターも導入されていた。

### 4-3-3 森林認証

前述のようにサラワク州政府は、すべての長期森林木材ライセンス保持者に 2022 年までに国際的に認められた森林認証を取得することを求めている。森林認証の種類としては PEFC と相互承認を受けている MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) 認証、FSC 認証、または森林局長の承認を受けた他の森林管理スキームとなっている。

MTCS では、認証を受ける森林は、森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) または FPMU (Forest Plantation Management Unit: FPMU) を形成し、それぞれ森林管理計画 (Forest Management Plan: FMP) を持つことが要求される。FMP は第三者監査を受ける。

現在サラワク州内には 11 の天然林の森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) と 6 つの人工林管理区 (Forest Plantation Management Unit: FPMU) がマレーシア木材認証審議会: Malaysian Timber Certification Council: MTCC) の MTCS 認証を取得している (表 4-3.8、表 4-3.9)。MTCS 認証は PEFC と相互認証を受けている。サラワク州には FSC 認証林は存在しない。

2018 年 2 月 5~6 日、サラワク木材協会 (STA) とマレーシア木材認証協議会 (MTCC) は共同で、サラワク州で森林管理認証を実施するためのギャップと機会を確認するためのワークショップ

プを開催した。このワークショップで明らかになった主なギャップは、(i)森林管理認証（FMC）規格の要件を満たすための専門知識と能力の不足、(ii)森林管理区（FMU）内の土地や資源の利用に関する先住民の慣習的権利についての異なる利害関係者による矛盾した解釈、(iii)異なる機関が策定したガイドラインで同様の側面をカバーする要件が異なっていること、であった。

FSC 認証に関しては、サラワクには 7 事業者が CoC 認証を受けているが、うち 1 事業者の認証はすでに終了している<sup>13</sup>。

表 4-3.8 サラワク州の PEFC&MTCS 認証林

森林管理証明書	数	認証面積 (ha)
天然林の森林管理区：FMU	11	1,006,325
人工林管理区：FPMU	6	94,966
合計	18	1,101,291

出典： <https://mtcc.com.my/certified-forests/> (2022 年 3 月 1 日アクセス) および Forest Stewardship Council Malaysia

表 4-3.9 PEFC&MTCS 認証を受けた天然林の森林管理区

伐採ライセンス ID	FMU	事業者グループ名	面積 (ha)
T/4317	Anap-Muput	Shin Yang	83,5352
T/0294	Ravenscourt	Samling	117,941
T/3491	Kapit	Ta Ann	149,756
T/3228	Linau	Shin Yang	72,685
T/0280 & T/9115	Ulu Trusan	Samling	92,751
T/0560	Raplex	Ta Ann	63,993
T/3433	Melatai Para	STIDC	49,524
T/3135	Pasin	Ta Ann	132,151
T/0413	Gerenai	Samling	148,305
T/3400	Gaat-Mengiong	STIDC	66,190
T/3476	Entulu-Melatai	Interglobal Empire	55,112
T/3342	Danum	Shin Yang	200,383
T/3361	Mujong-Melinau	Subur Tiasa Holding	41,696

出典： <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1242-Forest-Management-Certification.html> (2020 年 5 月 1 日時点)

<sup>13</sup> <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

#### 4-3-4 リスク情報

##### 4-3-4-1 概要

サラワク州では、政府による違法伐採の取り締まりが何度か行われている。2015年、マレーシア汚職防止委員会はコードネーム「Ops Gergaji」作戦を開始し、375社の銀行口座を凍結し、500本以上の丸太を押収した<sup>14</sup>。また同年、サラワク州森林局は15,655本の違法に伐採された丸太を押収した。サラワク森林局は2022年にも一連の取り締まりを開始し、1月には50本の丸太<sup>15</sup>、2月にも717本の丸太を押収した<sup>16</sup>。

また社会的企業である NEPCon（現在の Preferred by Nature）は、サラワク州産材の合法性に関するリスク評価報告書を2017年11月に公表している<sup>17</sup>。その報告書では以下のようなリスクが指摘されている。

- 伐採許可証の取得に汚職が影響
- 土地保有に関連する先住民の慣習的権利の侵害
- 地元の先住民コミュニティからの自由な事前・情報提供による同意（FPIC）が得られていない
- 伐採計画の要件が守られず
- 不正なワシントン条約許可証の使用

##### 4-3-4-2 先住民族の権利

サラワク州ミリ省の Ulu Baram 地域では1980年代より伐採反対運動が盛んであるが、現在でも地域住民によって伐採の影響が訴えられている FTL コンセッションが複数存在する。2021年には、Long Ajeng と Long Pakan の先住民コミュニティが、自分たちの生活領域で伐採を行っている FTL コンセッション内の伐採道路の封鎖を行った<sup>18</sup>。また別の FTL コンセッションでも、PEFC & MTCS コンセッションであるにも関わらず、Long Moh、Long Tungan、Tanjung Tepalit といった地域先住民コミュニティのグループから伐採の中止を求められている<sup>19</sup>。

##### 4-3-4-3 労働者の権利

サラワク州では木材産業に従事する労働者の権利、特に組合結成の権利が侵害されているという主張も存在する。2019年、サラワク木材産業従業員組合（Timber Industry Employees Union of Sarawak: TIEUS）は、Shin Yang グループが、労働者の利益を代表するための組合結成に関する無記名投票に参加しないよう従業員に指示したと告発した<sup>20</sup>。

14 <https://cleanmalaysia.com/2015/09/12/sarawak-raids-240-companies-linked-to-illegal-logging-in-malaysia/>

15 <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2022/01/30/gof-arrests-two-malaysians-for-alleged-involvement-in-illegal-logging-activ/2038509>

16 <https://www.nst.com.my/news/crime-courts/2022/02/768013/sarawak-cracks-down-illegal-logging>

17 <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

18 Donald, R. (2021). 'Malaysia's Indigenous Penan block roads to stop logging in Borneo'. Mongabay, 14 October. <<https://news.mongabay.com/2021/10/malaysias-indigenous-penan-block-roads-to-stop-logging-in-borneo/>>.

19 Stephen Then (2021). Baram community launches anti-logging campaign in forests of northern Sarawak. The Vibes (Malaysia), 22 December. <<https://www.thevibes.com/articles/news/50290>>.

20 <https://www.borneotoday.net/embattled-sarawak-timber-company-violates-workers-rights/>

#### 4-3-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

##### 4-3-5-1 国内生産

##### 4-3-5-1-1 丸太生産

サラワク州の丸太生産量は2016年から2020年の期間に871万m<sup>3</sup>から410万m<sup>3</sup>と半減した(表4-3.10)。特に天然林からの丸太の総生産量は2016年の741万m<sup>3</sup>から2020年の242万m<sup>3</sup>と67%減少した。天然林のうち丘陵林丸太の生産量は、2016年の7,240,854m<sup>3</sup>から2020年の2,331,878m<sup>3</sup>に減少、湿地林丸太の生産量も、2016年の172,879m<sup>3</sup>から2020年の85,222m<sup>3</sup>に減少した。天然林における森林伐採ライセンス(FTL)所持事業者は2015年に440事業者あったのが、2019年には169事業者と削減されており<sup>21</sup>、生産量の減少に反映されたと考えられる。

一方、人工林丸太の生産量は、2016年の1,304,234m<sup>3</sup>から2020年の1,679,246m<sup>3</sup>へと増加した。2020年には、サラワクで生産された丸太のうち、人工林からの丸太が41%を占めた。

表 4-3.10 丸太の生産量(m<sup>3</sup>)

年	天然林			人工林丸太	合計
	丘陵林丸太	湿地林丸太	合計		
2016	7,240,854	172,879	7,413,733	1,304,234	8,717,760
2017	5,351,745	137,879	5,489,624	1,635,022	7,142,646
2018	4,624,688	72,033	4,696,721	1,723,674	6,420,395
2019	4,014,214	60,039	4,074,253	1,664,305	5,738,558
2020	2,331,878	85,222	2,417,100	1,679,246	4,096,346

出典：<https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-287-1264-Total-Log-Production-And-Forest-Revenue-2020-2021-Jan.html>

<sup>21</sup> <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>

#### 4-3-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年の期間、製材品の生産量も減少した（表4-3.11）。2016年には675,531m<sup>3</sup>が生産されたのに対し、2020年には341,290m<sup>3</sup>と49%も減少した。合板の生産量も、2016年には1,818,148m<sup>3</sup>の合板が生産されていたが、2020年には1,109,291m<sup>3</sup>に減少し、39%の減少となった。単板の生産量は、2016年～2018年は約330,000m<sup>3</sup>で安定していたが、2020年には198,516m<sup>3</sup>まで減少した。モールディングの生産量は、2016年～2020年の期間数千立米程度であった。

表 4-3.11 木材製品生産量(m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	675,531	623,864	506,754	466,483	341,290
合板	1,818,148	1,698,912	1,588,560	1,360,566	1,109,291
単板	339,549	339,686	335,061	319,661	198,516
モールディング	3,209	4,560	9,296	12,094	7,365

出典：サラワク森林局およびサラワク木材産業開発公社（STIDC）

#### 4-3-5-2 木材貿易

##### 4-3-5-2-1 輸入

2016年～2020年の期間、サラワク州の主な輸入木材・木材製品は丸太、単板、合板であった（表4-3.12）。このうち丸太と単板は合板などに加工され、日本などへ再輸出されているものもある<sup>22</sup>。

丸太の輸入量は2016年と2017年は、それぞれ442m<sup>3</sup>と423m<sup>3</sup>のみであったが、2018年には244,717m<sup>3</sup>に上昇し、2020年は299,056m<sup>3</sup>であった。これは国内の天然林からの丸太生産量の12%に相当する。合板も2016年、2017年には輸入がなかったが、2018年には19,804 m<sup>3</sup> 輸入された。その後減少傾向にある。単板の輸入量は2016-2019年の期間、年間10万 m<sup>3</sup> 以上であった。2020年は75,954m<sup>3</sup>まで減少した。製材品およびモーディングの輸入量は少なかった。

<sup>22</sup> 例えばサラワク州中部のT社の合板工場では、州内の自社プランテーションで生産した植林木丸太からの単板を心材とし、州内の自社FMU（MTCS/PEFC認証林）で生産した天然木丸太からの単板およびオーストラリアのタスマニア州から輸入した単板をフェース・バックとする合板を製造し、日本へ輸出していた（2019年現地調査でのヒアリング）。

表 4 - 3.12 主要な木材・木材製品の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
丸太	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054
製材品	764	920	534	601	510	1,228	2,216	2696	737	1,069
合板	-	-	-	-	19,804	28,293	16,741	25,147	10,579	16,319
単板	111,810	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539
モールディング	19	84	5,228	3,348	38	81	7	22	44	76

出典：サラワク木材産業開発公社 (STIDC)

丸太

丸太の主な輸入先はオーストラリア（2020年は総輸入量の76%）と、パプアニューギニア（24%）であった（表4-3.13）。南米のスリナムからも2018年には1万m<sup>3</sup>以上輸入していたが、その後減少した。これらの国ではサラワクの事業者が進出して商業伐採が行われていることが知られている。2020年には日本からも115m<sup>3</sup>輸入されていた。

表 4 - 3.13 丸太の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
オーストラリア	387	505	423	529	209,411	116,859	154,084	79,897	227,692	96,236
パプアニューギニア	-	-	-	-	20,001	13,680	822	477	70,601	29,429
スリナム	-	-	-	-	14,362	11,292	4,428	3,918	544	281
ベルギー	-	-	-	-	59	35	-	-	-	-
チリ	-	-	-	-	143	77	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	115	73
ニュージーランド	55	74	-	-	227	88	-	-	104	34
ウルグアイ	-	-	-	-	515	372	1,131	861	-	-
総輸入量	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054

出典：サラワク木材産業開発公社（STIDC）



単板

単板の主要な輸入先はブラジル（2020年は総輸入量の48%）と、オーストラリア（35%）であった（表4-3.14）。ニュージーランドからも2017-2018年には1万m<sup>3</sup>以上輸入していたが、その後減少した。

表 4 - 3.14 単板の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
ブラジル	25,448	29,207	34,215	38,439	83,889	95,109	67,291	78,121	36,570	37,
オーストラリア	65,794	97,113	93,310	143,325	72,169	105,100	52,587	73,650	26,742	34,266
ニュージーランド	9,301	7,033	17,960	15,021	14,162	13,443	4,725	4,047	3,143	2,233
ガボン	-	-	-	-	275	756	2,217	5,867	3,056	7,028
ロシア	3,864	2,772	3,252	2,366	2,686	2,012	3,807	3,010	1,978	2,020
中国	4,817	5,275	770	1,594	5,270	11,475	1,921	4,201	1,916	6,823
ベトナム	2,502	1,904	10,998	9,222	9,177	7,360	313	262	1,667	1,381
台湾	-	-	-	-	-	-	139	209	563	1,143
赤道ギニア	-	-	-	-	77	220	458	1,005	250	524
カメルーン	-	-	-	-	43	38	40	35	42	59
総輸入量	111,80	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539

出典：Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

2020年輸入量上位10ヶ国のみを示す

#### 4-3-5-2-2 輸出

サラワク州の木材・木材製品の輸出のうち、最も重要なものは合板であり、2020年の輸出総額374万リンギットの52%を占め、丸太（13%）、製材品（12%）が続いた（表4-3.15）。

サラワク州の丸太や各種木材製品の輸出量は、2016年から2020年にかけて全般的に減少した。丸太の輸出量は、2016年の2,455,790m<sup>3</sup>から2020年には925,162m<sup>3</sup>と62%も減少した。また、製材品の輸出量も2016年の522,088m<sup>3</sup>から2020年の258,090m<sup>3</sup>まで、51%減少した（表3.6.2.2 & 表3.6.2.3）。合板の輸出量も2016年の1,706,701 m<sup>3</sup>から2020年の1,037,090 m<sup>3</sup>へ、単板の輸出量も2016年の104,405 m<sup>3</sup>から2020年の34,912 m<sup>3</sup>に減少した。

表 4-3.15 サラワク州からの木材および木材製品の輸出量（木質チップはトン、それ以外は m<sup>3</sup>）および金額（FOB 価格、RM'000）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
丸太	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845
製材	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,687
合板	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,090	1,964,658
単板	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630
ラミネートボード/ ローリング	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,038
モールディング	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,569	10,894
ダウエル	388	1,720	280	1,096	141	535	95	401	-	-
繊維板	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,184	306,361
ブロックボード	2,240	2,672	3,067	4,083	2,355	3,095	1,325	1,738	-	-
パーティクルボード	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115
その他	84,793	100,855	111,054	144,588	176,001	201,802	161,636	200,485	36,542	46,185
木質チップ	202,955	77,072	182,840	72,074	317,215	138,025	353,174	174,059	456,438	234,202
合計 (RM)		5,945,801		6,141,826		5,441,401		4,524,856		3,742,528

注：その他の木材製品：ブリケット、家具及び家具部品、木製フェンス、コアプラグ、化粧梁、木製門扉、集成材、化粧柱、木質ペレット、ドア及びドアフレーム、LVL、フィンガージョイント、鉄道用枕木

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

## 丸太

サラワクからの丸太輸出はインドとインドネシアが主な輸出先となっている（表 4-3.16）。2020 年の総輸出量 93 万 m<sup>3</sup>のうち、インド向けが 43%、インドネシア向けが 45%を占めた。ただし FOB 価格ではインド向けが 77%、インドネシア向けが 20%であった。インドネシア向け丸太の輸出量あたりの FOB 価格はインドを含めた他国向け丸太に比べ 1/3 程度の価格であり、紙パルプ用材丸太の輸出が多いためと考えられる。日本はかつてサラワクからの最大の丸太輸出先であったが、2020 年時点では全輸出量の 3%を占めるに過ぎない。前述のように丸太輸出量は 2016 年から 2020 年に間に大きく減少したが、特にインド向けは 66%減少し、インドネシア向けは 53%の減少だった。

表 4 - 3.16 輸出先別丸太輸出量 (m<sup>3</sup>) と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
インド	1,184,670	932,913	858,665	799,850	541,615	487,292	570,944	467,255	400,737	307,316
インドネシア	875,141	166,864	1,128,392	203,075	695,654	133,312	558,490	123,706	413,805	98,785
台湾	173,371	142,845	93,946	84,201	98,650	89,523	72,824	63,681	62,406	50,654
ベトナム	135,251	87,675	81,273	56,727	36,163	21,591	27,572	18,435	17,181	12,412
日本	53,499	47,147	40,543	40,456	33,970	31,928	38,784	33,550	23,353	18,057
中国	18,228	12,715	24,958	17,192	11,439	7,951	17,320	12,499	4,234	2,735
韓国	15,629	10,906	10,474	6,535	1,253	1,851	4,200	3,091	3,445	2,886
合計	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

製材品

サラワク州からの製材品輸出量はフィリピン（2020年の総輸出量26万m<sup>3</sup>の26%）、中東／イエメン（23%）、タイ（13%）、台湾（13%）向けが多い（表4-3.17）。2020年の日本向け輸出量のシェアは3%に過ぎない。2016年は19,346m<sup>3</sup>であったが、2020年は8,748m<sup>3</sup>（3%）まで減少した。

表 4 - 3.17 輸出先別製材品輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
フィリピン	170,261	226,898	172,502	254,785	122,642	220,442	76,483	145,924	66,840	97,042
中東	135,939	257,104	114,350	217,254	92,009	182,077	98,297	189,789	-	-
タイ	72,276	87,272	84,221	108,609	49,451	66,951	49,392	70,517	32,318	42,493
台湾	54,183	59,896	53,980	69,768	44,144	76,518	37,691	67,386	34,318	59,792
韓国	25,273	41,189	20,689	35,820	17,325	30,228	15,357	24,898	10,808	17,538
日本	19,346	41,539	17,086	39,564	14,573	34,071	11,761	29,742	8,748	22,061
スリランカ	10,949	19,813	5,813	12,527	5,059	10,677	2,505	4,626	3,138	6,855
中国	10,172	11,577	16,366	19,995	12,463	14,681	11,871	17,240	7,197	16,812
シンガポール	7,377	9,284	-	-	-	-	-	-	484	653
南アフリカ	4,424	8,983	-	-	3,759	7,054	3,763	7,841	1,284	2,133
インド	-	-	9,559	17,197	4,678	8,211	-	-	1,579	3,612
モルディブ	-	-	3,724	9,047	-	-	3,497	13,100	399	978
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	60,291	123,718
その他	11,890	22,591	12,222	18,764	9,003	22,047	6,489	11,838	-	-
合計	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,688

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

合板

前述のようにサラワク州からの木材・木材製品の中で輸出金額がもっとも多いものは合板であるが、その最大の輸出先は一貫して日本であり、2020年においても総輸出量の65%、総輸出金額の69%は日本向けであった（表4-3.18）。その輸出量は2016年の967,167m<sup>3</sup>から2020年の676,037m<sup>3</sup>まで30%減少したが、総輸出量の減少（40%）よりは少なく、日本向けの輸出割合は増加している。日本以外では、中東／イエメン（2020年総輸出量の11%）、台湾（8%）、韓国（7%）などが主要な輸出先となっている。

表 4 - 3.18 輸出先別合板輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	967,167	1,761,111	1,051,262	2,096,187	990,413	2,171,796	733,051	1,590,420	676,037	1,364,538
中東	221,314	316,954	181,172	280,340	124,944	199,965	138,137	220,416	-	-
韓国	210,137	318,457	231,437	391,219	123,168	260,769	86,451	144,391	69,636	114,896
台湾	142,019	217,715	128,191	207,497	75,487	134,167	85,072	134,567	87,063	130,937
香港	33,209	59,685	25,406	47,412	9,204	19,954	11,339	21,182	12,311	22,859
中国	24,635	44,933	26,193	48,509	15,058	31,495	7,216	14,081	4,736	9,168
フィリピン	17,889	36,322	-	-	-	-	-	-	3,428	7,554
オーストラリア	17,736	42,863	14,440	36,107	12,309	31,484	11,527	29,320	11,972	29,489
ブルネイ	11,831	19,199	9,444	15,640	-	-	9,956	15,977	7,260	10,450
タイ	10,393	19,777	-	-	-	-	7,426	16,302	6,517	13,112
米国	-	-	22,578	46,355	27,690	77,013	-	-	10,246	24,124
インド	-	-	14,724	35,946	11,407	29,728	10,694	26,786	7,316	15,627
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	111,564	170,916
その他	50,371	99,289	37,401	78,739	36,329	67,094	21,774	50,421	3,307	7,043
合計	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,089	1,964,658

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

単板

単板の主要な輸出先は韓国と台湾であり、2020年の総輸出量3万m<sup>3</sup>のうち、韓国向けは32%、台湾向けは31%を占めた（表4-3.19）。ただしこの両国向け輸出量は2006年～2020年の期間で大きく減少した。一方日本向け輸出量はほとんど変化がなく、2020年の輸出量は総輸出量の14%を占めた。

表 4 - 3.19 輸出先別単板輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
台湾	65,784	84,379	48,448	62,629	30,592	45,928	36,718	44,314	10,947	13,473
韓国	62,526	97,484	53,854	87,076	42,597	75,201	13,344	21,785	11,057	16,096
日本	4,997	11,141	4,414	10,069	5,181	12,343	3,908	9,081	5,009	9,997
中国	4,699	5,695	6,020	7,773	9,835	14,612	6,418	8,804	3,449	4,242
オーストラリア	1,746	5,351	1,465	5,495	-	-	641	2,186	252	719
フィリピン	620	1,234	1,711	2,106	3,218	3,500	7,541	7,301	4,177	4,055
その他	33	45	269	77	728	2646	97	183	21	47
合計	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

ラミネートボードおよびフローリング

サラワク州からのラミネートボードおよびフローリングの最大の輸出先は米国で、2020年には総輸出量 5,828m<sup>3</sup> の 42%を占めた（表 4-3.20）。他の主な輸出先はベトナム（22%）、台湾（19%）であった。

表 4 - 3.20 輸出先別ラミネートボードおよびフローリング輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
米国	4,377	19,777	4,201	18,624	4,938	20,696	6,816	30,900	2,459	10,739
ベトナム	2,596	9,195	2,809	10,925	3,387	11,748	1,565	5,349	1,256	4,567
台湾	1,231	3,081	1,315	3,350	976	2,847	1,096	3,283	1,099	2,688
韓国	822	1,639	354	857	127	306	120	277	360	921
インドネシア	416	982	667	1,951	371	1,203	174	635	115	400
ブルネイ	163	652	255	845	172	668	82	354	14	54
中東	91	226	115	235	143	361	140	446	-	-
カナダ	56	230	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	52	195	-	-	-	-	-	-	25	46
その他	29	54	334	1405	634	2199	284	1024	410.85	1362
合計	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,037

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計



モールディング

サラワク州からのモールディングの主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量 5,828m<sup>3</sup> の 38%を占めた（表 4-3.21）。しかしその割合は 2016 年の 76%よりは大きく減少しており、中国、韓国向け輸出量が大きくなった。

表 4-3. 21 輸出先別モールディング輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	3,435	8,025	3,432	8,354	3,512	7,884	2,752	6,241	2118	5,069
韓国	601	1,472	435	1,085	4,089	7,548	2,844	6,425	1,849	4,124
オーストラリア	146	599	101	408	-	-	120	510	94	343
米国	122	159	305	869	117	278	-	-	-	-
台湾	89	334	52	94	361	555	178	294	274	453
南アフリカ	44	138	120	388	206	795	109	427	49	228
シンガポール	43	77	-	-	-	-	-	-	22	58
モルディブ	20	37	-	-	120	542	35	155	15	56
セーシェル	5	17	-	-	-	-	-	-	36	113
ブルネイ	5	23	-	-	-	-	-	-	907	10
中国	-	-	1,286	1,282	2,733	2,687	920	1,269	163	283
その他	3	28	25	99	140	525	333	1315	43	157
合計	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,568	10,894

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

繊維板

サラワク州からの繊維板の主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量18万m<sup>3</sup>の78%を占めた(表4-3.22)。その量も年間13~15万m<sup>3</sup>で変動が少なかった。他の主要な輸出先はフィリピン(11%)、インドネシア(4%)、ベトナム(4%)などであった。

表4-3.22 輸出先別繊維板輸出量(m<sup>3</sup>)と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	130,690	240,097	135,985	244,796	145,601	250,370	150,316	285,254	135,558	239,322
フィリピン	12,470	16,698	12,418	18,945	20,555	37,717	16,431	29,239	18,840	32,740
インドネシア	6,804	10,635	7,857	12,364	8,382	11,840	9,890	14,104	7,279	10,143
ベトナム	6,787	13,152	6,395	12,418	6,047	12,148	5,324	11,356	6,410	11,952
韓国	3,888	7,270	4,596	8,382	2,633	4,565	2,313	4,504	2,403	3,947
台湾	3,802	7,276	2,649	4,762	2,590	4,827	2,965	5,148	3,973	6,521
インド	2,114	1,172	1,734	2,159	592	793	929	918	136	168
ブルネイ	395	271	97	96	-	-	-	-	271	286
EU	324	904	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	166	252	-	-	-	-	-	-	1,309	1,280
パキスタン	-	-	1,291	2,763	-	-	-	-	-	-
その他	65	100	601	1,533	242	194	1	1	3	9
合計	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,183	306,360

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

パーティクルボード

サラワク州からのパーティクルボードの主要な輸出先はインドネシア（2020年輸出量は総輸出量の34%）、ベトナム（26%）、韓国（16%）、フィリピン（15%）などであった（表4-3.23）。2020年の日本向け輸出量は2,511m<sup>3</sup>で、全輸出量の9%を占め、2016年～2020年の期間に大きな変動はなかった。

表 4-3. 23 輸出先別パーティクルボード輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
ベトナム	26,693	16,190	22,494	14,877	16,506	10,217	11,458	7,332	7,093	4,509
インドネシア	16,497	9,661	20,047	13,111	16,014	9,877	16,376	9,643	9,373	6,622
フィリピン	9,902	5,557	7,223	4,515	13,076	9,471	12,896	9,375	4,164	3,230
韓国	9,046	5,634	10,143	7,225	5,486	3,750	3,786	2,524	4,345	2,792
バングラデシュ	5,947	3,410	2,507	1,510	1,006	588	-	-		
インド	5,615	3,062	217	141	-	-	536	231		
日本	1,736	1,040	2,036	1,355	3,711	2,669	3,397	2,454	2,511	1,863
中国	1,132	636	900	598	-	-	-	-	36	28
スリランカ	862	491	-	-	-	-	-	-		
ブルネイ	653	327	343	207	-	-	-	-		
その他	430	239	396	242	72	52	15	15	110	70
合計	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

#### 4-3-6 付属資料

付属資料1 サラワク森林局からのサラワク木材合法性保証システム (STLVS) 原則 1~4 遵守の  
の認証



独立した監査機関（Global Forestry Service 社）による第三者監査に基づいて発行されたもの。  
この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性  
を示すものではないことに注意が必要。

付属資料 2 サラワク木材産業開発公社（STIDC）からのサラワク木材合法性保証システム（STLVS）原則 5～6 遵守の認証

The image shows a 'STLVS Certificate of Compliance' form with a gold border. The form includes the following text and fields:

- Top center: **STLVS Certificate of Compliance**
- Below title: For Principle 5 (Mill Operations) & Principle 6 (Trade & Customs)
- Logos: Sarawak State Emblem on the left and PUSAKA logo on the right.
- Text: *This is to certify that*
- Field: \_\_\_\_\_ Sarawak, Malaysia
- Text: Has been audited and demonstrated compliance to the standard requirements of the Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS), based on the assessment conducted by \_\_\_\_\_
- Text: on \_\_\_\_\_ reported in Document \_\_\_\_\_
- Table:

Certificate No.	:	STIDC/STLVS/P5P6/
Mill License (where applicable)	:	_____
Date Issued	:	_____
Expiry of Certificate	:	_____
Location	:	_____
- Bottom left: Serial No. : 0001
- Bottom center: **GENERAL MANAGER**  
SARAWAK TIMBER INDUSTRY DEVELOPMENT CORPORATION

Three red arrows point from Japanese text boxes to specific fields on the form:

- Arrow 1: Points to the field 'Sarawak, Malaysia'. Japanese text: 認証事業者名、住所
- Arrow 2: Points to the field 'based on the assessment conducted by'. Japanese text: 第三者監査機関の名称、監査報告番号
- Arrow 3: Points to the 'Date Issued' field. Japanese text: 木材加工工場ライセンス番号

第三者監査機関の監査報告

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。

付属資料3 第三者監査機関である Global Foresry Service 社からの STLVS 原則 1-6 の遵守証明書

**STATEMENT OF COMPLIANCE**

for

[REDACTED]


[REDACTED] has demonstrated compliance with the STLVS Principles 5-6 Chain of Custody requirements of Sarawak Legality Standard (STLVS Pt-6 v02 Jan 2019) based on the desk assessment conducted in August 2021 reported in document GFS 074-008. This statement serves to define the due diligence requirements for legal compliance with Sarawak regulations related to timber processing trade and export of wood products. The timber products identified as part of the Sarawak Timber Legality Verification System are classified as STLVS Verified Legal (VL). The GFS Wood Tracking Program supports the due diligence requirements of international legal regulations regarding the trade of timber and wood products such as the EUTR, USA Lacey Act, Australian Bill on Illegal Logging and Japan Green Purchasing Act (Goho wood).

Product Schedule: Plywood  
 Species: Plantation logs – Acacia spp. & Eucalyptus spp.  
 Legal Status: Verified Legal (VL) - STLVS Verified  
 Origin of Material: Sarawak - Malaysia

The validity of this Statement of Compliance will be dependent upon the ability of **Saming Plywood (Miri)** to demonstrate continual compliance with the Sarawak Timber Legality Standard as monitored by Global Forestry Services. Summary legal verification reports and audit statement shall be posted on the client database ([www.gfsinc.biz](http://www.gfsinc.biz)).

**GLOBAL FORESTRY SERVICES  
WOOD TRACKING PROGRAM**

Statement Number : GFS 074 WTP  
 Issuance Date : 01 September 2021  
 Expiration Date : 31 August 2022

Global Forestry Services  
  
 Kevin T. Gracie PhD  
 Director

**GFS**

The assessment, or audit the statement is based, was made in good faith by evaluating representative samples of the organization's operations and activities in relation to the STLVS Pt-6 of the Sarawak Legality Standard. This document does not constitute any approval or guarantee of the quality of any products sold by the named organization and Global Forestry Services accepts no liability in respect thereof. This statement remains the property of Global Forestry Services and must be returned upon request.

Document Control			
GFS-FC064-006-STLVS-3.5	Title: STLVS Audit Statement P5-01	Issue: 08	Date: 01 Feb 2020
<small>Intellectual property of Global Forestry Services (USA) Inc. - GFS</small>			

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。



この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。

#### 4-4 マレーシア（半島部）

##### 4-4-1 概要

半島マレーシアの面積は 1,322 万 ha で、日本の国土面積のほぼ 1/3 である。2020 年の森林被覆面積は 569 万 ha<sup>1</sup>で、森林被覆率は 43%であった。森林は半島中央部に広く分布し、中央部の Kelantan 州、Pahang 州、Perak 州及び Terengganu 州は半島全体の森林面積の 79%を占めている（表 4-4.1）。森林面積は 2016 年から 2020 年の間に約 7%（37 万 ha）増加した。

表 4-4.1 各州の森林被覆面積（ha）

州	2016	2017	2018	2019	2020
Johor	449,212Z	447,753	447,753	442,884	442,884
Kedah	342,431	342,431	342,431	344,945	344,945
Kelantan	812,196	810,415	810,415	767,203	767,203
Melaka	5,385	5,366	5,448	5,448	5,448
Negeri Sembilan	158,089	158,089	157,964	157,907	157,907
Pahang	2,056,678	2,056,696	2,056,695	2,052,682	2,015,936
Perak	1,021,780	1,020,178	1,013,479	1,092,035	1,010,570
Perlis	11,532	11,532	11,538	11,545	11,546
Pulau Pinang	7,761	7,761	7,752	7,752	7,752
Selangor	250,860	250,860	251,489	251,689	251,721
Terengganu	655,390	652,918	651,248	676,823	676,823
Kuala Lumpur（連邦直轄領）	2,049	2,049	2,049	2,049	2,049
合計	5,324,151	5,766,048	5,758,261	5,812,962	5,694,784

出典：半島マレーシア林業省年次報告

2020 年現在、半島マレーシアでは 570 万 ha が「森林」として管理されている。これには 481 万 ha の永久林（Permanent Reserved Forest: PRF）、9 万 ha の永久林予定地（Proposed Reserved Forest）が含まれる。永久林（PRF）はさらに 4 つのカテゴリー、内陸林（Inland Forests, 434 万 ha）、泥炭湿地林（Peat Swamp Forests, 25 万 ha）、マングローブ林（Mangrove Forests, 9 万 ha）、プランテーション林（Plantation Forests, 12 万 ha）に分類されている<sup>2</sup>。機能面では、永久林（PRF）のうち、297 万 ha が伐採許可証の発給が可能な生産林（Production Forest）に、184 万 ha が保護林（Protection Forest）に指定されている。保護林の内訳は水源林（Water Catchment Forest, 105 万 ha）、土壌保護林（Soil Protection Forest, 54 万 ha）、森林国立公園（Forest State Park, 33 万 ha）などである。

また 28 万 ha は開発が可能な州有林（State Land Forest）になっており、51 万 ha は野生生物保護林公園（Wildlife Forest Parks）として保護されている。

<sup>1</sup> <https://www.forestry.gov.my/my/pusat-sumber/2016-06-07-03-12-29>

<sup>2</sup> 1984 年国家林業法（National Forestry Act 1984）に基づく



## 天然林の皆伐

半島マレーシアにおいては、林業以外の経済活動を目的とした天然林の皆伐が続いている。大部分は州有地（State Land）内の森林が対象となっているが、永久林（PRF）の一部が解除されて州有地となり、開発される場合もある。最近の例は以下の通りである。

- Bukit Ibam 永久林内の 8,499 ha が、オイルパーム農園開発のために解除された。
- Kuala Langat North 永久林内の 931 ha の森林が、複合開発プロジェクトのために解除された。
- クランタン州の Balah 永久林の 108 ha は解除されて「スルタン所有地」となり、その後、オイルパーム農園造成のために伐採された。

また以下のように、永久林の解除が行われていないにも関わらず開発されたケースも存在する。

- ジョホール州の Sungai Pulai 永久林内に、800 ha のゴルフリゾートが建設された。
- セランゴール州の Bukit Cherakah 永久林の中に住宅地が造成された。
- ジョホール州の Ulu Sedili 永久林内の 35,223 ha が人工林造成のために伐採された。

## 4-4-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令

### 4-4-2-1 関連政府機関

森林へのアクセス、伐採、輸送、加工、木材製品の取引に関する法的権限を持つ主要な機関はマレーシア木材産業局 (Malaysian Timber Industry Board: MTIB) と半島マレーシア林業局 (Forestry Department Peninsular Malaysia: FDPM) であり、半島部各州の林業局 (State Forestry Departments: SFD) は FDPM の一部となっている。

また以下の機関がマレーシア木材合法性保証システム (Malaysian Timber Legality Assurance System: MyTLAS) の実施・ライセンス発行機関となっている。

- マレーシア木材産業局 (MTIB)
- 州林業局 (SFD)
- 環境局 (Department of Environment: DoE)
- 労働安全衛生局 (Department of Occupational Safety and Health: DOSH)
- 労働局 (Department of Labor: DoL)
- 社会保障機構 (Social Security Organization: SOCSO)
- マレーシア王立税関 (Royal Malaysian Custom: RMC)
- 農業局 (Department of Agriculture: DoA)

### MyTALS 実施機関調整委員会 MyTLAS Implementing Agency Coordination Committee (IACC)

マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) の執行のため、関連する全ての実施機関で構成する MyTALS 実施機関調整委員会 (IACC) が 2013 年に設立された。IACC は定期的な会合を持ち、実施機関の活動の調整、監視、報告の検討、違反行為に対する是正措置やその他必要な措置の提案を行っている。

### TLAS アドバイザリーグループ TLAS Advisory Group (TAG)

また MyTLAS の透明性やガバナンスの向上のため、TLAS アドバイザリーグループ (TAG) が 2013 年に設立された。市民社会、事業者、専門家、MyTLAS への主要な政府機関の代表がメンバ

ーとなっている。TAGは6カ月ごと、必要に応じてはそれ以上の頻度で会合を行い、IACCからの報告に対する議論を実施している。その報告はMyTLASの全体的な実施状況（違反行為、是正措置の必要などを含む）、ステークホルダーからの懸念やフィードバックへの対応、第三者監査人による年次報告書、実施機関の執行活動などを含む。

#### 4-4-2-2 法的枠組

##### 4-4-2-2-1 政策

#### 2021年半島マレーシア林業政策 Peninsular Malaysia Forestry Policy 2021

2021年に公開されたマレーシア林業政策（Dasar Perhutan Malaysia）<sup>3</sup>のうち、15～66ページが半島マレーシアの林業政策となっている。この政策には、10の目的、9の方針、27の戦略が含まれている。政策の根拠としては、国家の持続可能な開発の一部として、持続可能な森林管理の必要性が言及されている。政策には、国土の50%を森林（forest）と樹木の被覆（tree cover）として維持するという国家目標に沿って、半島マレーシアにおいても森林と樹木の被覆を維持・増加させる戦略が含まれている。ただし森林と樹木の被覆をどの程度の割合とするか、半島マレーシアの国土のうち森林や樹木の被覆として維持すべき割合はどれぐらいかなどの詳細は明記されていない。

#### 2021年国家空間計画 National Physical Plan 2021

2021年の国家空間計画審議会で承認された国家空間計画（National Physical Plan）<sup>4</sup>では、半島マレーシアの森林被覆率を現在の43%から2040年に50%まで回復させるという目標が掲げられている。

##### 4-4-2-2-2 法令等

2017年以降、半島マレーシア林業局長官が発行する以下のような通達（circular）によって木材の合法性に関連する行政手続きの変更が行われた<sup>5</sup>。しかし合法性の確認に影響するような制度変更はなかった。

- 半島マレーシアの州のための泥炭湿地林管理計画準備のためのガイドライン KPPSM Circular No. 1 Year 2018 - Guidelines for Preparation of Peat Swamp Forest Management Plans for States in Peninsular Malaysia
- 半島マレーシア林業局における森林監視員サービススキームのための特別試験シラバス KPPSM Circular No. 2 Year 2018 - Special Examination Syllabus for Operations Assistants and Civil Assistants to Enter Forest Invigilator Service Scheme Grade G19 in Forestry Department of Peninsular Malaysia
- 半島マレーシア林業局の地理空間データ情報共有と普及に関する方針 KPPSM Circular No 3 of 2018 - Geospatial Data Information Sharing and Dissemination Policy of Forestry Department of Peninsular Malaysia

<sup>3</sup> <https://www.mybis.gov.my/pd/403>

<sup>4</sup> PLANMalaysia (2021) National Physical Plan 4, October 2021 <[myplan.planmalaysia.gov.my](http://myplan.planmalaysia.gov.my)>

<sup>5</sup><https://www.forestry.gov.my/my/pusat-sumber/pekeliling> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=65&Itemid=297&lang=my](http://trgforestry.terengganu.gov.my/index.php?option=com_content&view=article&id=65&Itemid=297&lang=my)

- 半島マレーシアの州林業局による押収品処分のガイドライン KPPSM Circular No 1 of 2019 - Guidelines for Forfeiture and Disposal of Seized Goods [Transport Equipment (Land)] by State Forestry Departments in Peninsular Malaysia.
- DNA による木材同定分析のための森林犯罪現場での木材サンプル採取の手順について KPPSM Circular No.1 of 2020 - Procedure for Collection of Wood Samples at Forest Offense Scenes for Analysis of Wood Identification by the Deoxyribonucleic Acid (DNA) Method
- 調査手順 KPPSM Circular No.2 of 2020 - Investigation Procedures
- 訴訟ハンドリング手順 KPPSM Circular No.3 of 2020 - Case-handling Procedures。
- 木材の積み込みと輸送に関するガイドライン KPPSM Circular No.4 of 2020 - Guidelines for Loading and Transporting Timber
- 半島マレーシア林業局が主催する研修運営計画の実施に関するガイドライン KPPSM Circular No.5 of 2020 - Guidelines for the Implementation of the Training Operational Plan Organized by the Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>6</sup>
- 半島マレーシア林業局における試験実施に関するガイドライン KPPSM Circular No.6 of 2020 - Guidelines for Implement Examinations in Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>7</sup>。
- 半島マレーシア林業局のフォレストレンジャー林業証明書 (SPRH) およびフォレストレンジャー林業証明書 (SPPH) コースの管理ガイドライン KPPSM Circular No.7 of 2020 - Management Guidelines for the Forest Ranger Forestry Certificate (SPRH) and Forest Ranger Forestry Certificate (SPPH) Course of the Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>8</sup>
- 年間許容伐採量 (CTT) の決定とモニタリング作業プロセス KPPSM Circular No.8 of 2020 - Determination of Annual Allowable Cut (CTT) and Monitoring Work Process<sup>9</sup>
- 永久保留林および国有地からのマイナー森林生産物の申請手続き KPPSM Circular No.9 of 2020 - Procedures for Applying for Minor Forest Produce from Permanent Reserved Forest and Government Land
- 譲渡地 (Alienated Land) からの主要な森林生産物の譲渡申請手続き KPPSM Circular No.10 of 2020 - Procedures for Applying for the Transfer of Major Forest Produce from Alienated Land
- 永久保留林と国有地からの主要な森林生産物の申請手続き KPPSM Circular No. 11 of 2020 - Procedures for Applying for Major Forest Produce from Permanent Reserved Forest and State Land
- 林業局による境界標示の手続き KPPSM Circular No. 12 of 2020 - Boundary Marking Procedures by the Forestry Department
- 契約作業又はライセンス所有の調査者が境界をマーキングするための手順 KPPSM Circular No. 13 of 2020 - Procedures for Marking the Boundaries of Contract Work or Licensed Surveyors
- 林業局による樹木のマーキングの手順 KPPSM Circular No. 14 of 2020 - Procedures for Tree Marking by the Forestry Department

<sup>6</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_23.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_23.pdf)

<sup>7</sup>[http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_22.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_22.pdf)

<sup>8</sup>[http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_21.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_21.pdf)

<sup>9</sup>[http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_20.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_20.pdf)

- ライセンシーによる契約による樹木のマーキングの手順 KPPSM Circular No. 15 of 2020 - Procedures for Tree Marking by Licensee by Contract
- 契約による樹木マーキングに関する手続き（見積書） KPPSM Circular No. 16 of 2020 - Procedures for Tree Marking by Contract (Quotation)
- 林業局による伐採前インベントリーおよび伐採制限の決定に関する手順 KPPSM Circular No. 17 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by the Forestry Department and Determination of Felling Limits
- 契約によるライセンシーによる伐採前のインベントリー作成と伐採制限の決定手順 KPPSM Circular No. 18 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by Licensees by Contract and Determination of Felling Limits
- 契約（見積もり）による伐採前インベントリーの手順と伐採制限の決定 KPPSM Circular No. 19 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by Contract (Quotation) and Determination of Felling Limits
- 永久保留林、国有地、譲渡地からの収入監視の手順 KPPSM Circular No. 20 of 2020 - Procedures for Monitoring Revenue from Permanent Reserved Forest, State Land and Alienated Land<sup>10</sup>
- PRF、国有地、譲渡地に関する閉鎖報告手続き KPPSM Circular No. 21 of 2020 - Closing Report Procedures on PRF, State Land and Alienated Land
- 森林検査所における税額査定のための手続き KPPSM Circular No. 22 of 2020 - Procedures for Tax Assessment at Forest Inspection Stations
- 林業局による伐採後のインベントリーおよび育林処理の決定に関する手順 KPPSM Circular No. 23 of 2020 - Procedures for Post-Felling Inventory by the Forestry Department and the Determination of Silviculture Treatment
- コントラクターによる伐採後のインベントリーに関する手順 KPPSM Circular No. 24 of 2020 - Procedures for Post-Felling Inventory by Contract
- 林野庁による農作物充実のための手続き KPPSM Circular No. 25 Year 2020 - PKP No. 25 2020 Procedures for Crop Enrichment by the Forestry Department
- 契約による作物肥育の手順 KPPSM Circular No. 26 of 2020 - PKP No. 26 2020 Procedures for Crop Enrichment by Contract
- 部門別作物間伐の手続き KPPSM Circular No. 27 of 2020 - PKP No. 27 2020 Procedures for Crop Thinning by Department<sup>11</sup>
- 半島マレーシア林業局林業研修部（BLP）林業研修所（FORTRAIN）への研修生の受け入れに関するガイドライン 対面式教育・学習（PdP）の実施 KPPSM Circular No. 2 of 2021 - Guidelines for Admission of Trainees to the Forestry Training Institute (FORTRAIN), Forestry Training Division (BLP), Peninsular Malaysia Forestry Department for Face-to-Face Teaching and Learning (PdP)
- 半島マレーシア林業局森林検査所（BPH）の管理・運営に関する指針 KPPSM Circular No. 1 of 2022 - Guidelines for the Management and Operation of Forest Inspection Stations (BPH) of the Forestry Department of Peninsular Malaysia

<sup>10</sup>[http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling\\_2020\\_8.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling_2020_8.pdf)

<sup>11</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling\\_2020\\_1.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling_2020_1.pdf)

#### 4-4-2-3 法規制の実施

##### 4-4-2-3-1 伐採許可

半島マレーシアにおける商業的な木材生産の許可は 1984 年国家林業法 (National Forestry Act 1984) <sup>12</sup>で規定されている。永久林 (PRF) および州有地 (State land) の森林での森林伐採には、1984 年国家林業法の Form 1 による森林産物採取ライセンス (Licence to take Forest Product) の取得が要求され、譲渡地 (Allinated land) の森林からの木材生産には、伐採許可は必要とせず、Form 5 による移動ライセンス (Removal Licence) の取得が必要となる。

##### 4-4-2-3-2 マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS)

マレーシア木材合法性保証システム (Malaysian Timber Legality Assurance System: MyTLAS) は、EU との森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画 (Forest Law Enforcement, Governance and Trade: FLEGT) における自主的・二国間合意 (VPA) のための交渉に基づいて 2006 年に構築が始められた。VPA 交渉自体は 2010 年に保留となったが、マレーシア政府は独力で合法性保証システムの構築を継続し、2013 年に MyTLAS としてスタートした。EU 向け輸出事業者は MyTLAS の認証を受けることが義務化されているが、他の事業者は任意である。

MyTLAS では合法性を証明するための適用法が以下の 6 つの原則 (Principle) に整理されている。各原則はそれぞれ 1 ないし複数の基準 (Criterion) を持ち、責任省庁も特定されている。一つの基準には監査用の検証表 (verification tables) が 1 つ設定され、指標 (indicator) がリストされている。各プロセスの詳細は H28 年度報告書 <sup>13</sup>で報告されている。

- 原則 1 伐採権 (Right of Harvest)
- 原則 2 林内作業 (Forest Operation)
- 原則 3 徴税 (Statutory Charge)
- 原則 4 他者の権利 (Other User's Right)
- 原則 5 工場の操業 (Mill Operations)
- 原則 6 貿易と関税 (Trade and Customs)

基準 (Criterion) / 検証表 (verification tables) の数は元々 28 だったが、現在 24 となっている (表 4-4.2)。H28 年度報告書と比較すると、現在の体系では、以下のように修正された。これらは何らかの法令の修正を伴うものではない。

- 2 つの基準に分かれていた木材生産管理 (Control of Timber Production) を 1 つに統合
- コミュニティの利益 (Community benefits)、二次加工工場の工場ライセンスの発行および操業条件 (Issulance of mill licence/approval and conditions for operation (secondary processing mills)) の基準を追加
- サラワク州産材の基準を撤廃

<sup>12</sup> [https://www.forestry.gov.my/images/JPSM/wargaperhutanan/AktaAPN\\_en.pdf](https://www.forestry.gov.my/images/JPSM/wargaperhutanan/AktaAPN_en.pdf)

<sup>13</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

表 4-4. 2 MyTLAS の原則と基準の詳細

PRINCIPLE	CRITERION	RESPONSIBLE AUTHORITIES
P1 Right to harvest	C1: Approval of harvesting area by State Authority	State Authority/ State FD
	C2: Issuance of harvesting licence	State Forestry Department
	C3: Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding/estate	
	C4: EIA requirements	Department of Environmental
	C5: EIA requirements (rubber estate)	
	C6: Plan preparation and registration of classification mark	State Forestry Department
P2 Forest operations	C7: Area demarcation	
	C8: Pre-F inventory	
	C9: Pre-removal assessment	
	C10: Tree marking	
	C11: Control of timber production	
	C12: Log transportation	
	C13: Worker safety and health	DOSH / DoL / SOCSO
P3 Statutory charges	C14: Royalty and fees	State Forestry Department
P4 Other users' rights	C15: User rights by Aborigines	
	C16: Community benefits	
P5 Mill operations	C17: Issuance of mill licence and conditions for operation	
	C18: Issuance of mill licence/approvals and conditions for operation (secondary processing mills)	
	C19: Issuance of mobile sawmill/chipper licence	
	C20: Worker safety and health	DOSH/ DoL/ SOCSO
P6 Trade and customs	C21: Registration of company/person for export	MTIB
	C22: Export regulations	MTIB / Customs
	C23: Import regulations	MTIB/ Customs / DoA
	C24: Transportation of imported logs	State Forestry Department

出典：マレーシア木材産業局（MTIB）

### コミュニティの利益

コミュニティの利益（Community benefits）は、1984年国家林業法に基づく以下のプロセスが満たされているか検証するものである。

- (a) 州林業局は通常、ライセンス／許可証と使用料の支払いにより、永久林内で非木材森林産物を収集するコミュニティの参入を許可している。
- (b) 州林業局は商業目的の非木材林産物伐採の申請を評価し、該当する場合、州当局の検討のため推薦書を提出する。
- (c) 州林業局は申請者に承認を通知し、その写しを地方森林事務所（District Forest Office: DFO）に送る。
- (d) 州林業局は、関係当局が認定した先住民の取水地点が伐採活動中に攪乱されないようにする。

### サラワク材の輸入手続き

サラワク木材の合法性検証スキーム（STLVS）の実施に伴い、2019年からサラワク産の木材はMyTLASスキームの下で合法的な供給源と見なされることになった。この結果前述のように、MyTLASの基準（Criterion）／検証表（verification tables）が1つ削除された。税関はサラワク産材とサバ産材、半島マレーシア産材を分別しないので、マレーシア木材産業局（MTIB）が管理するのが難しいというのもその理由の一つであるとのことであった（2022年MTIBヒアリング）。なおサラワクから半島マレーシアへの輸入は少量の合板で、ほとんど国内消費されているとのことであった。

### MyTLASの対象物品の拡大

2021年10月より、MyTLASの対象が拡張され、パーティクルボードと繊維板も加えられた。この結果、MyTLASが対象とする品目は以下の通りとなった。また対象は永久林（PRF）、州有地、

譲渡地 (Alienated Land) で生産された天然木、植林木、ゴム廃材<sup>14</sup>、また輸入された木材・木材製品を含む。

- HS4401 木質ペレット
- HS4403 丸太
- HS4406 枕木
- HS4407 製材品
- HS4408 単板
- HS4409 モールディング
- HS4410 パーティクルボード
- HS4411 繊維板
- HS4412 合板
- HS4414 木製枠
- HS4418 建具
- HS9403/30/40/50/60/90 木質家具

#### MyTLAS の監査

MyTLAS の実施の監査のためのガイドラインとチェックリストが独立コンサルタントによって作成された。このガイドラインとチェックリストは MyTLAS の遵守状況に関する第三者機関による毎年の監査で活用されている。

MyTLAS 全体およびその実施機関は毎年のように内部監査を行っているが、MyTALS の執行体制に対する第三者監査が 2013 年に第 1 回、2021 年に第 2 回実施された (SIRIM が実施)。その報告を基に各実施機関が是正措置を取っている。

なお MyTLAS には個別の事業者の遵守状況に対する第三者監査制度は存在しない。

#### EU 以外への MyTLAS 証書の発行

2013 年の MyTLAS 導入以来、EU 向け木材・木材製品については MyTLAS 証書 (Certificate) を取得することが義務化されており、無料で発行されている。MyTLAS が導入された 2013 年 2 月から 2021 年 12 月までの約 9 年間で、94,758 通の MyTLAS 証書 (付属資料 2～5) が発行された。一方他国へは輸出ライセンス (Export Licence、付属資料 1) のみで輸出がなされていた。

しかし米国、韓国、インドネシアなど輸入材に関するデューデリジェンスを求める国々からの要求があり、2022 年 1 月 1 日から、EU 以外の国向けの木材・木材製品についても、請求があれば有料 (1 枚 10 リンギット) で MyTLAS 証書を発行することに制度変更された。この結果日本の事業者も半島マレーシアからの木材輸入の際に MyTLAS 証書を請求することが可能になった。なお新しい MyTLAS の申請手順は 2020 年 3 月末にマレーシア木材産業局のウェブサイトで公開予定とのことであった。

<sup>14</sup> マレーシア国内で製造される家具の 8 割はゴム廃材で製造されるので重要とのことであった (2022 年 2 月 MTIB ヒアリング)

#### 4-4-2-3-3 輸入ライセンス

以前は丸太 (HS コード 4403)、製材 (4407)、合板 (4412) についてのみ、マレーシア木材産業局 (MTIB) から輸入ライセンス (Import Licence) を取得することが求められていた。しかし 2021 年 10 月 1 日からパーティクルボード (4410)、繊維板 (4411) についても輸入ライセンスが要求されるようになった。これはマレーシア木材産業局 (MTIB) の「パネル製品からのホルムアルデヒド放出量に関する規則 (Rules of Formaldehyde Release Level from Panel - Based Products)」に基づくもので、2022 年中葉から完全に執行される。

2017 年から、輸入ライセンスを取得する際に輸入先の事業者からの合法性に関する書類の提出も要求されるようになった。合法性の証拠として使用が可能な書類は、以下の 6 種類が指定されている。

- FLEGT ライセンス (現在はインドネシア材のみ)
- 森林認証 (PEFC、MTCS 等)
- 自主的な合法性スキームの認証
- 関連する公認の機関／団体／協会が発行する合法性文書
- 権限ある第三者によって認められた自己宣言書
- 輸出国の税関申告書のコピー

また 2008 年絶滅危惧種の国際取引に関する法律 (International Trade in Endangered Species Act 2008) <sup>15</sup> の第 3 条に記載されている絶滅危惧樹木種を輸入する場合は、輸出国からのワシントン条約 (CITES) 輸出許可証も合法性の証拠書類として認められる。

<sup>15</sup> [https://cites.org/sites/default/files/projects/NLP/Malaysia\\_wildlife\\_Act686-5\\_8\\_2014.pdf](https://cites.org/sites/default/files/projects/NLP/Malaysia_wildlife_Act686-5_8_2014.pdf)



#### 4-4-3 森林認証

半島マレーシアでは現在、9つの認証林がある。7つは PEFC/MTCS 認証<sup>16</sup>によるもので、半島マレーシアの11州のうち、7州の森林管理区（Forest Management Unit: FMU）が取得している（表4-4.3）。これらは全て永久林（PRF）である。各州のFMUのうち、クランタン州とジョホール州のFMUは2016年に認証が停止され、クランタン州FMUは現在でも認証を回復できていない<sup>17</sup>が、ジョホール州FMUは2020年7月3日に認証を回復した<sup>18</sup>。なお半島マレーシアに人工林管理区（Forest Plantation Management Unit: FPMU）の認証林は存在しない。また2つの認証林はFSC認証によるものである（表4-4.4）。これらの認証林は森林管理計画（Forest Management Plan: FMP）を持ち、認証機関からの監査を受けている。

また半島マレーシアでは、37事業者がPEFC/MTCS CoC認証を、197事業者がFSC CoC認証を取得している。

表4-4.3 半島マレーシアのPEFC/MTCS認証林

森林管理区	認証の期限	面積 (ha)
Johor FMU	2-Jul-2025	285,292.87
Negeri Sembilan FMU	28-Dec-2023	155,548.68
Pahang FMU	31-May-2024	1,504,407.35
Perak FMU	31-May-2024	987,675.83
Selangor FMU	31-May-2024	238,747.00
Terengganu FMU	31-Mar-2024	540,308.80
Kedah FMU	30-Sep-2026	314,976.00
合計		4,053,956.53

出典：MTCC<<https://mtcc.com.my/certified-forests/>>

表4-4.4 半島マレーシアのFSC認証林

事業者名	面積(ha)
Kumpulan Pengurusan Kayu Kayan Terengganu Sdn. Bhd. (KPKKT)	124,071
Asrama Raya Sdn Bhd	10,000

出典：FSC<<https://info.fsc.org/certificate.php#result>>

<sup>16</sup> PEFCと相互承認を受けているMTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) 認証

<sup>17</sup> <https://mtcc.com.my/suspension-of-forest-management-certificate-for-kelantan-state-fmu/>

<sup>18</sup> <https://mtcc.com.my/johor-fmu-and-sapulut-fpmu-awarded-mtcs-certification/>

#### 4-4-4 リスク情報

##### 4-4-4-1 概要

半島マレーシアの各州政府は違法伐採に関する取り締まりを強化している。2017年、マレーシア汚職防止委員会はトレンガヌ州で違法伐採の取り締まりに乗り出し、4人を逮捕した<sup>19</sup>。2021年、パハン州林業局は取締りを行い、2件の違法伐採で計59本の丸太を押収した<sup>20</sup>。クランタン州林業局は、2015年から2020年にかけて、州内の37の永久林のうち15で違法伐採が行われたと報告した（2020年だけで27件報告されている）<sup>21</sup>。2019年には、ジョホール州の州議会議員が、同州が違法伐採により「数億リングット」の損失を被っているとの疑惑を表明した<sup>22</sup>。2020年に発表された調査では、半島マレーシアにおける違法伐採の一因は「取締施設・設備の不足」とされた<sup>23</sup>。

また社会的企業であるNEPCon（現在のPreferred by Nature）は、半島マレーシアからの木材の合法性に関するリスクについて、2017年8月に報告書を出している<sup>24</sup>。その報告書では以下のようリスクが指摘されている。

- 土地交付が不正に授与されている
- 慣習地が慣習地として公示されていないため、保有権紛争が発生している
- コンセッションライセンスが不正に授与されている
- 譲渡地のゴムプランテーションからの木材が正しいライセンスを持っていない

##### 4-4-4-2 先住民族の権利

半島マレーシアのオラン・アスリ（先住民）に関連するいくつかの訴訟がある。著名な3つの事件は、ペラ州とクランタン州のオラン・アスリの Temiar グループに関連するものである。2019年、ペラ州の Kampung Cunex の人々は、自分たちの村の近くで伐採を止めるために伐採道路の封鎖を行った。2020年、ペラ州の Kampung Ong Jangking の村は、伐採の影響について裁判に訴えた<sup>25</sup>。2021年、クランタン州の Kampung Kelaik の村人が伐採を止めるために裁判を起こした<sup>26</sup>。これらの争議はMTCS/PEFC認証林の中でも発生している。

##### 4-4-4-3 労働者の権利

前述のNEPConの報告書では、半島マレーシアの木材産業において、労働者の権利が侵害されているリスクが指摘されている。特に、安全衛生要件（保護具など）の違反、法定最低賃金より低い賃金、基準以下の生活条件、長時間労働、保険未加入、不当解雇などにより移民労働者の権利が侵害されるリスクが指摘されている。

19 <https://www.nst.com.my/news/crime-courts/2017/09/278894/four-arrested-macc-crackdown-illegal-logging>

20 <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2021/02/13/report-pahang-forestry-dept-foils-illegal-logging-worth-rm400k-in-temerloh/1949396>

21 [malaymail.com/news/malaysia/2020/12/07/illegal-logging-detected-in-16-kelantan-forest-reserves/1929666](https://www.malaymail.com/news/malaysia/2020/12/07/illegal-logging-detected-in-16-kelantan-forest-reserves/1929666)

22 <https://www.thestar.com.my/metro/metro-news/2019/05/16/stop-the-logging/>

23 Journal of Nusantara Studies 2020, Vol 5(2) 86-102 [https://ijafp.com/wp-content/uploads/2018/06/IJAFP6\\_13.pdf](https://ijafp.com/wp-content/uploads/2018/06/IJAFP6_13.pdf)

24 [https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-08/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Peninsular-Risk-Assessment-EN-V1.1\\_0.pdf](https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-08/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Peninsular-Risk-Assessment-EN-V1.1_0.pdf)

25 Elroi Yee, 'Logging has destroyed our land, say Orang Asli', The Star (Malaysia), 14 December. <<https://www.thestar.com.my/news/nation/2020/12/14/logging-has-destroyed-our-land-say-orang-asli>>.

26 Suaram (2021), Human Rights Report Malaysia 2021 Overview, Petaling Jaya: Suara Inisiatif Sdn Bhd. <[www.suaram.net](http://www.suaram.net)>.

#### 4-4-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

##### 4-4-5-1 国内生産

##### 4-4-5-1-1 丸太生産

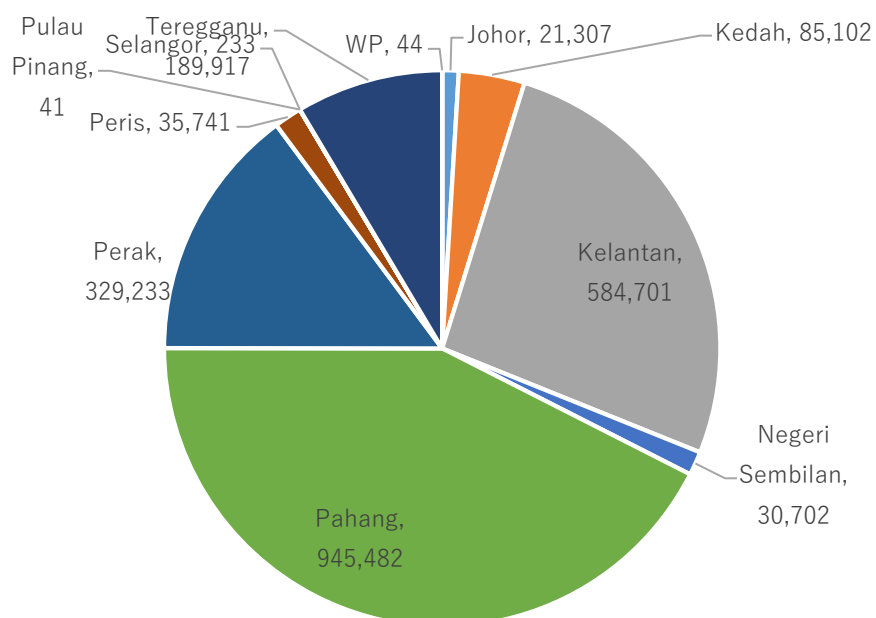
2020年の半島マレーシアの丸太生産量は222万m<sup>3</sup>で、2016年の445万m<sup>3</sup>から50%減少した(表4-4.5)。森林面積が広いKelantan、Pahang、Perak、Terengganuの4州で半島全体の木材生産量の92%を占めた(図4-4.1)。

表4-4.5 半島マレーシアの丸太生産量

	2016	2017	2018	2019	2020
生産量(m <sup>3</sup> )	4,450,784	3,809,185	4,191,245	3,913,306	2,222,503

出典：半島マレーシア林業局. 林業統計 2019年

図4-4.1 2020年半島マレーシアの州別の丸太生産量(m<sup>3</sup>)



出典：FDPM. Forestry Statistics Peninsular Malaysia Book 2020

土地利用カテゴリーごとに伐採ライセンスが発行された森林面積をみると、2019年は永久林が76%を占めたが、州有地も11%、譲渡地も13%を占めた（表4-4.6）。また天然木丸太生産量で見ると、2019年は85%が永久林から生産されたが、州有地からも7%、譲渡地からも8%生産された（表4-4.8）。

また州別の伐採ライセンス発行面積では Pahang 州（2019年の発行面積の41%）、Kelantan 州（28%）が大部分を占めた（表4-4.7）。Pahang 州では天然林永久林での発行面積が34%を占め、次いで人工林、州有地からの生産量が多かった。Kelantan 州では人工林が70%を占め、譲渡地が続いた。2019年の天然木丸太生産量では Pahang 州が43%、Kelantan 州が30%を占めた。

表 4-4. 6 土地カテゴリーごとの伐採ライセンスが発行された森林面積 (ha)

年	永久林 (PRF)				州有地	譲渡地	合計
	天然林	人工林	その他※	合計			
2016	36,572	28,831	3,784	69,187	15,061	10,683	94,931
2017	35,263	19,938	9,325	64,526	10,627	4,206	79,359
2018	34,833	31,783	3,262	69,878	23,821	12,902	106,601
2019	30,444	21,399	3,660	55,503	8,125	9,555	73,183

※ダム、高圧送電線、ティンバーラテックスクローン (TLC)、鉱業、採石場、ハーバルパーク、植物園、エコツーリズムなどの開発

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

表 4-4. 7 2019 年に伐採ライセンスが発行された土地カテゴリーごとの州別の森林面積 (ha)

州	永久林 (PRF)				州有地	譲渡地	合計
	天然林	人工林	その他※	合計			
Johor	1,036	-	-	1,036	119	373	1,528
Kedah	1,458	311	-	1,769	-	43	1,182
Kelantan	1,858	12,336	-	14,194	257	5,745	20,196
Melaka	-	-	-	-	-	326	326
Negeri Sembilan	1,385	-	-	1,385	-	234	1,619
Pahang	10,314	8,752	2,464	21,530	7,123	1,590	30,243
Perak	8,058	-	-	8,058	395	385	8,838
Perlis	-	-	136	136	-	15	151
Pulau Pinang	-	-	-	-	-	-	-
Selangor	-	-	580	580	89	2	671
Terengganu	6,335	-	480	6,815	142	842	7,799
WPKL	-	-	-	-	-	-	-
合計	30,444	21,399	3,660	55,503	8,125	9,555	73,183

※ダム、高圧送電線、ティンバーラテックスクローン (TLC)、鉱業、採石場、ハーバルパーク、植物園、エコツーリズムなどの開発

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

表 4-4. 8 伐採ライセンスが発行された土地カテゴリーごとの州別の天然木丸太生産量 (m<sup>3</sup>)

州	土地カテゴリー	2016	2017	2018	2019
Johor	PRF	46,790	32,664	48,821	32,576
	SLF	293	1,851	251	2,431
	AL	389	224	42	-
	合計	47,472	34,739	49,114	35,007
Kedah	PRF	431,855	424,905	230,774	156,743
	SLF	56	-	-	-
	AL	25,880	24,350	22,194	5,475
	合計	457,791	449,255	252,968	162,218
Kelantan	PRF	664,145	629,179	769,480	983,308
	SLF	14,299	2,119	6,877	11,446
	AL	152,123	39,111	139,724	186,457
	合計	830,567	670,409	916,081	1,181,211
Melaka	PRF	2,508	99	21	-
	SLF	-	-	-	-
	AL	-	-	64	28
	合計	2,508	99	85	28
Negeri Sembilan	PRF	41,604	53,107	40,099	41,807
	SLF	1,415	-	51	-
	AL	771	701	839	768
	合計	43,790	53,808	40,989	42,575
Pahang	PRF	1,656,772	1,477,820	1,505,506	1,360,384
	SLF	566,791	317,099	241,597	243,451
	AL	47,085	17,304	40,509	73,199
	合計	2,270,648	1,812,223	1,787,612	1,677,034
Perak	PRF	368,733	323,635	393,492	409,832
	SLF	152,624	77,446	39,895	921
	AL	8,263	3,431	4,100	7,179
	合計	529,620	404,512	437,487	417,932
Perlis	PRF	-	-	82	-
	SLF	-	-	5	-
	AL	496	19	-	211
	合計	496	19	87	211
Pulau Pinang	PRF	-	-	-	-
	SLF	-	-	-	-
	AL	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
Selangor	PRF	3,640	3,577	28,978	853
	SLF	-	-	-	-
	AL	646	-	-	-
	合計	4,286	3,577	28,978	853
Terengganu	PRF	212,015	299,902	514,830	353,636
	SLF	4,908	20,878	28,483	16,032
	AL	46,683	59,764	134,531	26,569

	合計	263,606	380,544	677,844	396,237
合計	PRF	3,428,062	3,244,888	3,532,083	3,339,139
	SLF	740,386	419,393	317,159	274,281
	AL	282,336	144,904	342,003	299,886
	合計	4,450,784	3,809,185	4,191,245	3,912,306

※ PRF：永久林、SLF：州有林、AL：譲渡地

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-1-2 木材製品生産

半島マレーシアの主な木材製品は製材品である（表 4-4.9）。次いで合板、モールディングが多い。2020 年の製材品生産量は 178 万 m<sup>3</sup>であった。2016 年には 248 万 m<sup>3</sup>であったが、28%減少した。

表 4-4.9 主要木材製品生産量（m<sup>3</sup>）

製品	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	2,484,569	2,446,411	2,714,200	2,666,296	1,776,543
合板	364,247	439,698	441,355	365,298	285,661
単板	93,854	142,692	135,115	93,876	80,484
モールディング	71,900	86,264	84,443	191,612	163,692

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-1-3 製造事業者数

2020 年の時点で半島マレーシアの木材製品工場数で最も多いのは製材工場であった（表 4-4.10）。2016 年時点では家具／木工／大工・建具の工場が多かったが、2020 年までに約半減した。

表 4-4.10 主要な木材製品工場数

	2016	2017	2018	2019	2020
製材	652	661	633	634	643
合板・単板	46	52	45	53	53
モールディング	105	106	101	99	105
家具／木工／大工・建具	1,060	1,685	528	690	560
ブロックボード	1	35	15	17	11
チップボード・パーティクルボード	8	37	34	35	31
中密度ファイバーボード（MDF）	1	49	48	47	44

出典：半島マレーシア林業省年次報告

#### 4-4-5-1-4 雇用者数

半島マレーシアの林業・木材産業における直接雇用者数は、2016年～2020年の間に顕著な変動はなかった（表4-4.11）。

表4-4.11 半島マレーシアの林業・木材産業における直接雇用者数

	2016	2017	2018	2019	2020
森林伐採	7,524	6,417	7,031	n/a	n/a
製材所	15,618	16,252	16,296	16,147	14,598
合板/単板	5,325	5,129	5,156	4,629	4,178
モールディング	2,463	2,754	2,108	2,493	2,292
公共サービス	5,028	5,130	4,531	n/a	n/a

出典：半島マレーシア林業省年次報告

#### 4-4-5-2 木材貿易

##### 4-4-5-2-1 輸入

半島マレーシアの最も輸入量が多い木材製品は合板で（表 4-4.12）、2019 年にはインドネシア、ベトナム、中国が主な輸入先であった（表 4-4.13）。次いで製材品が多く、米国、ニュージーランド、ブラジルが主な輸入先であった。

表 4-4. 12 主要な木材・木材製品輸入量

	2016	2017	2018	2019	2020
丸太(m <sup>3</sup> )	14,392	10,074	6,081	9,746	10,547
製材品(m <sup>3</sup> )	227,784	296,393	375,085	528,946	375,343
合板(m <sup>3</sup> )	1,002,881	590,196	884,055	774,026	823,430
単板(m <sup>3</sup> )	103,478	111,827	98,408	201,462	103,052
モールディング (m <sup>3</sup> )	46,118	68,681	97,680	107,433	67,123
パーティクルボード (RM '000)	294,093	358,722	258,850	247,827	348,161
繊維板(RM '000)	112,903	136,451	142,024	145,123	235,981

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計



表 4-4. 13 2019 年輸入国先別の主要木材製品輸入量 (m<sup>3</sup>)

輸入先	丸太	製材品	合板	単板	モールディング	チップボード/ パーティクルボード	繊維板
インドネシア	3,694	29,382	375,413	206	3,480	-	13,302
ミャンマー	-	1,339	-	-	1,082	-	-
シンガポール	112	885	487	85	51	1,507	147
タイ	-	11,930	4,600	-	4,680	424,789	122,646
ベトナム	-	520	205,364	2,054	1,270	1,640	1,363
中国	396	5,371	185,094	75,466	92,588	14,989	118,230
日本	247	22	67	4	-	-	105
台湾	96	86	26	672	-	312	1,233
フィンランド	-	12,538	-	7,161	2	-	-
フランス	-	7,400	-	32	66	1,025	224
ドイツ	845	10,813	350	1,281	187	881	-
イギリス	-	16,250	3	302	-	1,481	324
ロシア	-	5,228	656	-	-	-	-
ウクライナ	-	9,482	2	1,871	76	-	-
ブラジル	-	81,337	220	6,266	2,354	-	7
チリ	-	8,884	-	-	172	-	-
米国	3,290	99,106	160	58,399	3	-	-
NZ	-	80,821	198	5,186	48	-	5,744

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-2-2 輸出

半島マレーシアの最大の輸出品は製材品である。2020年の輸出量は99万m<sup>3</sup>(表4-4.14)で、生産された製材品の56%が海外へ輸出された。2019年はタイ、中国、インドが主な輸出先であった(表4-4.15)。新型コロナウイルスの影響で2020年の輸出量は減少した。また合板は米国、イギリスが最大の輸出先であり、日本は3位となっている。日本はチップボード/パーティクルボードについては最大の輸出先である。

表4-4.14 主要な木材・木材製品輸出量(m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
丸太	3,994	0	0	0	0
製材品	1,254,920	1,491,764	1,411,052	1,370,806	994,844
合板	289,352	288,094	304,217	302,395	313,995
単板	15,057	36,782	32,325	22,896	16,381
モールディング	209,670	208,230	212,060	211,577	166,550
パーティクルボード	492,382	512,682	621,841	747,824	324,535
繊維板	864,157	744,985	775,503	596,978	298,316

出典：半島マレーシア林業省 2019年林業統計

表 4-4. 15 2019 年の主要な木材製品輸出先別輸出量(m<sup>3</sup>)

輸出先	製材品	合板	単板	モールディング	チップボード/ パーティクルボード	繊維板
インドネシア	2,476	-	-	604	29,044	28,741
フィリピン	83,491	316	135	129	34,775	13,130
シンガポール	85,369	19,162	70	11,119	3,100	1,178
タイ	222,700	11,881	-	1,632	7,752	3,784
ベトナム	20,905	129	11	8,420	60,880	45,653
中国	234,219	698	13,863	2,212	170,123	5,312
インド	181,136	1,918	4,373	3,340	38,292	51,890
日本	36,613	28,467	86	14,297	298,427	4,456
韓国	17,329	568	100	11,048	73,678	1,564
台湾	12,273	10,906	1,042	826	438	3,163
UAE	70,606	4,150	-	368	4,846	115,535
フランス	7,919	152	-	11,158	-	18
ドイツ	10,244	83	159	7,573	140	2
イタリア	4,647	329	95	194	-	2
オランダ	35,968	1,008	22	48,332	-	-
イギリス	15,747	52,585	138	6,346	259	2,670
トルコ	569	-	-	193	2,288	110
南アフリカ	37,487	1,686	363	2,297	168	7,373
カナダ	3,193	1,726	146	98	432	5,530
米国	18,002	79,713	520	27,501	156	27,920
オーストラリア	7,045	19,402	1,042	37,264	2,837	30,188
NZ	198	486	-	190	175	1,007

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

4-4-6 付属資料  
 付属資料1 輸出ライセンス

LEMBAGA PERINDUSTRIAN KAYU MALAYSIA (Malaysian Timber Industry Board)			No. Permohonan [REDACTED]		
LESEN EKSPORT			No. Pendaftaran MTIB : <b>W02494</b>		
1. Konsain/Pengeksport (Nama dan Alamat)		6. Pelabuhan Pemunggahan		7. Tarikh Eksport	
[REDACTED]		FREMANTLE - WA		30/01/2022	
2. Konsain / Pengimport (Nama dan Alamat)		8. Negara Asal		9. Negara Destinasi Terakhir	
FAIRFIELD, 3078 VICTORIA, AUSTRALIA		MY-MALAYSIA		AU-AUSTRALIA	
3. Cara Pengangkutan		10. Kod Malawang		11. Amaun yang telah / akan diterima	
1. Laut 2. Keretapi 3. Jalan Raya 4. Udara 5. Lain-lain (Nyatakan)		MYR		188831.24	
1		12. Bayaran bagi barang telah / akan diterima dari		13. Insuran MYR	
		AUSTRALIA		231.32	
		14. Tambang		29011.60	
		15. Nilai FOB RM		159588.32	
4. No (Nama Kapal/ Penerbangan/ Pengangkutan)		16. Berat Kasar (Kg)		17. Isipadu (m3) / Berat Bersih (kg)	
GULF BRIDGE		29095.00		40.5488	
Saya dengan ini mengaku bahawa semua maklumat yang diberikan adalah benar dan betul. Sekiranya maklumat yang diberikan adalah tidak benar atau tidak betul, Lesen Eksport ini boleh dibatalkan.					
18. Nama Pemohon					
19. No. Kad Pengenal / Pasport					
20. Jawatan Pemohon : SHIPPING CLERK					
21. Tarikh : 27/01/2022					
Ini adalah lesen cetakan komputer dan tidak memerlukan tandatangan					
22. Tanda dan No. Kontena		23. Bil.		24. No. dan Jenis Bungkusan	
21011, 21012, 21014 C/NOS : 113038-113089		52 CRATE		MOULDING - MOULDED WOODS - ARCHITRAVES - MIXED LIGHT HARDWOODS	
No Inbois		25. Keterangan Produk (Dokumen berkenaan hendaklah		26. Kuantiti Mengikut Unit Tarif Kastam	
P-1223		27. (a) No. Kod		27. (b) Unit	
		4409220010		MTQ	
<b>UNTUK KEGUNAAN PEJABAT / FOR OFFICIAL USE</b>					
28. Tarikh Kelulusan		29. Tarikh Sah Lesen Sehingga		30. Kadar Levy	
27/01/2022		28/03/2022		0.00	
33. Lesen Eksport No.		34. No. Resit		32. Jumlah Amaun Kena Dibayar	
[REDACTED]		[REDACTED]		205.00	
Dikeluarkan Kepada [REDACTED] Untuk Mengeksport MOULDING Kod Tarif Kastam : [REDACTED] Negara Destinasi Akhir : AUSTRALIA Isipadu (m3)/Berat Bersih (kg) Diluluskan 40.5488 M3				<b>AKTA KASTAM 1967 [AKTA 235]          SUBSEKSYEN 31(1)          PERINTAH KASTAM (LARANGAN MENGENAI EKSPORT) 2017</b>  <b>BAHARUDIN BATALA</b> o/p Ketua Pengarah MTIB PERINTAH SES KAYU 2000 <b>LEMBAGA PERINDUSTRIAN KAYU MALAYSIA</b> Ini adalah lesen cetakan komputer dan tidak memerlukan tandatangan	

輸出日

輸出事業者名、住所

輸入事業者名、住所

商品の量

商品の内容：  
モルディング

輸出ライセンス番号

**SAMPLE**



No:MTIB **89366**  
ORIGINAL

**MYTLAS LICENCE**

**MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM  
(PENINSULAR MALAYSIA)**

<b>1. Issuing Authority (name and address)</b> MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA  TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		<b>2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable)</b> Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
<b>3. MYTLAS Certificate Number</b> MTI141201004252022		<b>4. Date of Expiry</b> 28 April 2022	
<b>5. Country of Export</b> MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		<b>7. Means of Transport</b> BY SEA	
<b>6. ISO Code</b> MY			
<b>8. Licensee (Name and Address)</b>			
<b>9. Commercial Description of the Timber Products</b> WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		<b>10. HS Heading</b> 4414000000	
<b>11. Common or Scientific Names</b> OTHERS	<b>12. Countries of Harvest</b> MALAYSIA	<b>13. ISO Codes</b> MY	
<b>14. Volume (m3)</b> 54.2900	<b>15. Gross Weight (kg)</b> 18360.00	<b>16. Number of Units</b> 765 CARTON	
<b>17. Distinguishing Marks</b> Invoice No : 3241 - 3241			
<b>18. Signature and Stamp of Issuing Authority</b>			
Signed by : AHMAD KAMIL ASMUNI		Authority Stamp : (Place of issuance)  	
Designation : LICENSING OFFICER			
Date Of Issue : 26 JANUARY 2022			

相手先国名  
輸入事業者名、住所

MyTLAS 認証番号

認証事業者名、住所

商品の内容：  
木製フレーム

樹種名

伐採国


量、個数

*This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia  
Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my*

Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26

EU への輸出以外はこの証書の取得は任意である


付属资料3 マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) 証書。証明を受けたマレーシアの事業者用写し


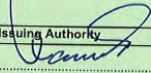

<b>SAMPLE</b>			No:MTIB 89366 LICENSEE COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM ( PENINSULAR MALAYSIA )</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY			
8. Licensee (Name and Address)			
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10.HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by : AHMAD KAMIL ASMUNI	Authority Stamp : (Place of issuance)		
Designation : LICENSING OFFICER			
Date Of Issue : 26 JANUARY 2022			

*This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia  
Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my*

Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26



<b>SAMPLE</b>			No:MTIB <b>89366</b> CUSTOMS EU COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM (PENINSULAR MALAYSIA)</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY		8. Licensee (Name and Address)	
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10. HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by : AHMAD KAMIL ASMUNI		Authority Stamp : (Place of issuance)	
Designation : LICENSING OFFICER			
Date Of Issue : 26 JANUARY 2022			
<p><i>This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia</i>  <i>Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my</i></p> <p>Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26</p>			

<b>SAMPLE</b>			No:MTIB <b>89366</b> MTIB COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM (PENINSULAR MALAYSIA)</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-9282235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY		8. Licensee (Name and Address)	
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10.HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by :	 AHMAD KAMIL ASMUNI	Authority Stamp : (Place of issuance) 	
Designation :	LICENSING OFFICER		
Date Of Issue :	26 JANUARY 2022		
<p><i>This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia</i>                  Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-9282235 Email : mytlas@mtib.gov.my</p> <p style="text-align: center;">Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26</p>			



